平成28年第5回大和町議会定例会会議録

平成28年9月6日(火曜日)

応招議員(18名)

1番	千	坂	博	行	君	10番	今	野	善	行	君
2番	今	野	信		君	11番	藤	巻	博	史	君
3番	犬	飼	克	子	君	12番	平	渡	髙	志	君
4番	馬	場	良	勝	君	13番	堀	籠	英	雄	君
5番	槻	田	雅	之	君	14番	髙	平	聡	雄	君
6番	門	間	浩	宇	君	15番	堀	籠	日占	出子	君
7番	渡	辺	良	雄	君	16番	大多	頁賀		啓	君
8番	千	坂	裕	春	君	17番	中	Ш	久	男	君
9番	浅	野	俊	彦	君	18番	馬	場	久	雄	君

出席議員(18名)

1番	千	坂	博	行	君	10番	今	野	善	行	君
2番	今	野	信	_	君	11番	藤	巻	博	史	君
3番	犬	飼	克	子	君	12番	平	渡	髙	志	君
4番	馬	場	良	勝	君	13番	堀	籠	英	雄	君
5番	槻	田	雅	之	君	14番	髙	平	聡	雄	君
6番	門	間	浩	宇	君	15番	堀	籠	日占	出子	君
7番	渡	辺	良	雄	君	16番	大约	頁賀		啓	君
8番	千	坂	裕	春	君	17番	中	Л	久	男	君
9番	浅	野	俊	彦	君	18番	馬	場	久	雄	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町		長	浅	野		元	君	保健福祉課長	千	葉	喜	_	君
副	町	長	遠	藤	幸	則	君	産業振興課	後	藤	良	春	君
教	育	長	上	野	忠	弘	君	都市建設課長	佐々	中木	哲	郎	君
代表	長監査委	員	櫻	井	貴	子	君	上下水道課長	蜂	谷	俊		君
総	務課	長	櫻	井	和	彦	君	会計管理者兼会計課長	千	坂	俊	範	君
	ちづく 策 課	り長	小	Л		晃	君	教育総務課長	佐	藤	三和	泊子	君
財	政 課	長	髙	崎	_	郎	君	生涯学習課長	村	田	良	昭	君
税	務 課	長	=	浦	伸	博	君	総 務 課 危機対策室長	文	屋	隆	義	君
町月	民生活調	長	長	谷		勝	君	税 務 課 徴収対策室長	浅	野	義	則	君
子記課	育て支	援長	内	海	義	春	君	農業委員会事務局長	熊	谷		実	君

事務局出席者

議会事務局長	浅野喜高	次長	櫻井修一
議事庶務係長	野田美沙子		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開会

議 長 (馬場久雄君)

それでは、時間が早いんですけれども、皆様おそろいでありますので、ただいまから会議を行いたいと思います。

ただいまから平成28年第5回大和町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (馬場久雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、11番藤巻博史君及び12番平 渡髙志君を指名します。

日程第2「会期の決定について」

議 長 (馬場久雄君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの11日間にしたいと思います。これにご 異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月16日までの11日間に決定しました。

日程第3「諸般の報告」

議 長 (馬場久雄君)

日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、議員のお手元に配付のとおりです。ご了承ください。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

皆さん、おはようございます。

第5回大和町議会定例会開会に当たりまして、ご挨拶申し上げたいと思います。

本日ここに、平成28年第5回大和町議会定例会が開会され、平成27年度各種会計決算を初め、提出議案をご審議いただくに当たり、その概要をご説明申し上げますので、議員皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、去る8月20日に三陸沖を北上いたしました台風11号、22日に本県を縦断した台風9号、そして8月30日に気象台が統計を開始して以来、初めて東北地方に上陸し、本町にも強い風雨をもたらしました台風10号と、立て続けに台風の襲来を受けましたが、おかげさまを持ちまして、昨年の豪雨災害のような被害を受けることなく、終息を迎えることができました。町といたしましては、昨年の被災を教訓に、それぞれ災害警戒本部、災害対策本部を設置し、台風10号におきましては避難準備情報を発令して、警戒に当たってまいりました。災害対策にご協力をいただきました消防団や、各行政区を初め、関係機関団体の皆様のご支援に改めて感謝申し上げますとともに、今後に備えまして、一層万全の体制を整え対処する所存でございますので、議員皆さまのさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、8月7日に開催いたしました第22回まほろば夏まつりは、天候にも恵まれ、 多くの皆様に2年ぶりのまほろば夢花火もお楽しみいただきました。ボランティア活動を初め、各般にわたりご支援、ご協力をいただきました町議会議員の皆様を初めと いたしました関係各位に感謝を申し上げます。

また、8月29日から実施されております日米共同訓練につきましては、訓練概要につきましては、過般の臨時議会後にご説明申し上げたところでありますが、今回の訓練につきましては自衛隊が陸上自衛隊第6師団の隊員約400名、装備がヘリコプター、戦車、迫撃砲など、米海兵軍が第3海兵連隊第3大隊の1個中隊基幹約200名、装備がヘリコプター、対戦車ロケット砲、迫撃砲等を使用して、8月29日から9月8日まで、それぞれの指揮系統に従い共同して作戦を実施する場合の連携要領を実行動により訓練をするとの内容でございます。

本町といたしましても部隊滞在期間中は、庁内に米軍実弾射撃移転訓練に準じた職員の配置体制をとり、各種対策や連絡調整を行いますとともに、巡回班によりますパトロールの実施、防災無線を通じまして訓練情報や、緊急情報をお知らせするなど、

町民皆様の安全の確保と不安解消を図るための対応策を講じておるところでございます。

次に、本年の米の作柄に関しましては、去る8月30日に東北農政局から作柄概況としまして作況指数99から101の平年並みの発表がありました。7月下旬から8月中旬までの気温は平年より高く、日照時間も平年より多く、逆に降水量は平年より少なく推移してまいりましたが、お盆の後から曇天や降雨が続き、また台風の襲来もあり、刈取期までの水田の乾燥が懸念されているところであります。

病害虫につきましては、カメムシ類の発生が危惧されますが、逆にいもち病の発生 は少なく経過していることから、今後は安定した天候で推移し、順調な刈り取り、豊 作の秋を迎えられるよう願っているところであります。

また、6月定例議会全員協議会でご説明いたしましたサテライト大和でのオートレース車券売り場の動向につきましては、去る9月1日に、9月5日付で経済産業省東北経済産業局から松戸公産に対しまして設置の許可がおりる予定で、来る9月10日から営業を開始する見込みであるとの連絡があったところであります。

それでは、本日提出しております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、認定第1号から第12号までの平成27年度各種会計決算でありますが、平成27年度は人口が2万8,000人を突破し、国勢調査の人口増加率において全国第3位となり、若手世代の増加など、住民構成が大きく変化し、多様な住民構成となったことを踏まえ、地域課題を主体的に捉えて大和町第四次総合計画を基本としたまちづくりを目指した予算計上・運営を行いました。

国の経済はアベノミクスの実行・実現のもと、経済の好循環が形成され始め、景気が緩やかな回復基調をたどる中、平成26年4月から実施されました消費税率の8%への引き上げに伴う駆け込み需要と、その反動の影響を受け、大きな変動を経験いたしました。

経済の好循環は、消費者物価の基調が緩やかに上昇するなど、デフレからの脱却への兆しが見え始め、将来の成長見通しの好転と相まって、一部では企業行動の活発化という形であらわれ始め、企業収益が改善し、設備投資の増加傾向、雇用者数の増加、名目賃金の増加につながったところであります。しかし、消費税率の引き上げや円安の影響による物価上昇に見合うだけの賃金上昇には至らなかったことから、個人消費が押し下げられることになり、地方経済、下請け中小企業などには景気回復の効果が十分に波及するまでには時間がかかっている状況でありました。

こうした社会情勢の中、本町では地方財政計画内容を踏まえ、国の取り組みと歩調を合わせながら、さらには大和町の現状を踏まえ、町税、地方交付税を基幹とした収入見通しと中期財政見通しとして平成27年度から平成29年度までの歳入の見通しと性質別歳出の見通しを作成した上で、骨格となるべき主要事業は全て1件ごとに事業効果や実施の適否、予算規模の検証を行って、真に町民ニーズに応えた当初予算の編成とし、その執行を行ったところであります。

平成27年度大和町の財政は、堅調な伸びを見せ、徴収率の向上もあり、過去最高の収入額となった町税収入と、地方交付税を基本として、第四次総合計画に基づいた「みやぎの元気を創造するまちづくり」、「美しい自然を大切にする環境のまちづくり」、「安心した生活が送られる福祉のまちづくり」、「豊かな心をはぐくむ学習のまちづくり」、さらには「便利で快適に暮らせる定住のまちづくり」、「災害に強く危険の少ない安全のまちづくり」を基本理念に事務事業の執行に努めてまいったところであります。

水道事業会計を除く各種会計の最終予算は、当初予算153億6,182万円に対し、15億877万円の追加補正、並びに平成26年度からの繰越額1億9,566万円を加え、平成28年度へ繰り越しを行いました5億4,106万円を減じた165億2,519万円が決算対象額となるものであります。実質の収入済み及び支出済み比率は、収入が101%、支出が94.3%であります。

一般会計の歳入決算額は、113億5,722万円、対前年度比は107.6%であります。対する歳出総額は104億563万円、対前年比106.2%となり、差し引き額は9億5,159万円となりました。さらに、繰越事業への繰越財源は1億4,619万円であり、実質収支額は8億540万円、対前年比は108.2%となり、うち4億1,000万円を財政調整基金へ繰り入れすることにしております。

歳入について見ますと、歳入の中枢であります町税収入は、人口の増加や居住用住 宅及び賃貸用集合住宅等の増加並びに企業等の設備投資の増加等による収入増加と徴 収率の向上もあり、全体では50億953万円、対前年度比は113.7%と過去最高の収納額 になりました。

また、地方交付税は、普通交付税が13億716万円、対前年度比は94.2%、特別交付税が2億3,861万円、対前年度比119.7%、震災復興特別交付税5億706万円、対前年度比219.1%で、合計20億5,283万円となり、前年度に比較して2億3,417万円の増額となっております。

国庫支出金につきましては、決算額14億1,368万円で前年度とほぼ同額であります

が、これは防災行政無線放送施設整備事業、都市再生整備計画事業、仮称大和町南部 コミュニティセンター建設事業、臨時福祉給付事業、プレミアム付き商品券発行事業、 関東・東北豪雨災害復旧事業等が実施されたことによるものとなっております。

県支出金につきましては、決算額7億4,867万円で前年度とほぼ同額でありますが、 こちらにつきましては、再生可能エネルギー導入事業等が実施されたことによるもの であります。

繰入金につきましては、決算額1億970万円で前年度を下回っておりますが、まちづくり基金等からの繰入額の減少によるものであります。

町債は3億3,050万円で、うち臨時財政対策債が3億円、水道会計出資債1,510万円、 農林水産業施設災害復旧債1,540万円となっております。

この結果、歳入総額は対前年度比では8億447万6,000円の増額となったところであります。

歳出について見ますと、町政施行60周年を迎えた平成27年5月には、人口が2万8,000人を超え、地域発展に向けた取り組みが徐々に身を結ぶ中、若手世代の増加など住民構成が大きく変化し、多様な住民構成になったことを踏まえ、地域課題を主体的に捉えて、子育て支援等、今後のまちづくりの指針となる第四次総合計画に基づく事業を主眼に事業展開を実施してまいりました。

具体の事業につきましては、仮称大和町南部コミュニティセンター建設事業、再生可能エネルギー等導入事業、あんしん子育で医療費助成事業、私立保育園運営事業、シルバー人材センター支援事業、町民バス・デマンドタクシー運行事業、児童手当支給事業、私立幼稚園就園奨励費補助事業、確かな学びプロジェクト事業、サマースクールやウインタースクールの実施、そして学習支援員、外国語指導助手、図書支援員の配置事業により教育環境の充実を図ったところであります。

また、臨時福祉給付事業、子育て世帯臨時特例給付事業、プレミアム付き商品券発 行事業を実施したほか、関東・東北豪雨災害時には応急対応として避難所の設置運営、 被災家屋等の調査、罹災廃棄物の収集処理を実施いたしました。

投資的事業関係では、防衛省交付金事業の民生安定事業補助事業として、防衛施設 周辺無線放送施設整備事業を実施したほか、町道台ケ森線、高田線等の道路舗装改良 工事や小型動力ポンプ付積載車購入事業を実施いたしました。

災害復旧事業としては、3月の豪雨により被災した町道のほか、9月に発生しました関東・東北豪雨災害により被災した農業用施設等小災害復旧事業のほか、農林業施設、道路・河川、公園及び教育施設の災害復旧事業を実施いたしました。

次に、普通会計の性質別経費について見ますと、人件費につきましては、13億477万円、対前年度比99.1%の決算額となっております。扶助費は16億2,298万円、対前年度比130.0%で、臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金事業のほか、児童手当や障害福祉サービス費の増加によるものであります。

公債費につきましては7億3,740万円、対前年度比93.5%となっており、これは新 規借り入れの抑制や対象となります償還金の減少によるものであり、今後も低減が続 くよう努力してまいります。

これら3経費合計の義務的経費につきましては、36億6,515万円、対前年度比109.3%で、人件費と公債費は減少しましたが、扶助費の増加により3億1,177万円の増加で、歳出全体に占める割合は35.2%となっております。

次に、投資的経費でありますが、10億7,490万円、対前年度比81.0%と大幅に減少 しておりますが、これは小野小学校校舎増築工事等の完了によるものでございます。

その他の経費につきましては、物件費につきましては、17億4,835万円、対前年度 比94.0%と減少しておりますが、これにつきましては、燃料費の低下等によるもので あります。

維持補修費につきましては、2億1,968万円、対前年度比121.3%で施設の老朽化等により増加傾向になりました。補助費等につきましては、20億1,914万円、対前年度比136.7%と大きく増加しておりますが、これは町内立地企業への企業立地奨励金や、用地取得助成金の増加によるものであります。

積立金の主なものは、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金と学校校舎建設基金、 並びにまちづくり基金への積立によるものであります。

以上が一般会計及び普通会計決算の概要でありますが、その他国民健康保険事業勘定特別会計を初め、各種会計も全て黒字決算の状況となっておりますが、それぞれの会計の独立性や受益者負担の原則を認識しながら、各特別会計の健全経営を図ることが必要であると判断しております。

続きまして、条例案件等についてご説明申し上げます。

初めに、議案第55号でありますが、建設工事が順調に進捗しております仮称大和町 南部コミュニティセンターの設置と管理に関する所要の条例を定めるもの。

議案第56号は、仮称大和町南部コミュニティセンター内に、仮称杜の丘児童館を設置するため、大和町児童館設置条例の一部を改正するもの。

議案第57号につきましては、規則の定めにより運用しておりました放課後児童クラブを、条例により児童館内に設置することを定め、朝夕の延長利用料の徴収につきま

して規定するもの。

議案第58号につきましては、大和町役場もみじケ丘出張所を、仮称大和町南部コミュニティセンター内に移転開設する関連の例規を整備するもの。

議案第59号につきましては、所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、大和町税条例の一部を改正し、規定の追加等を行うもの。

議案第60号につきましては、復興産業集積区域における課税免除に応じて、条例の 適用期間を延長することと、マイナンバー関連について、大和町復興産業集積区域に おける固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するもの。

議案第61号につきましては、税条例の一部改正と同一の目的により、大和町国民健康保険税条例の一部を改正するもの。

議案第62号につきましては、富谷町が富谷市になることに伴い、大和町都市公園条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第63号から議案第70号までの補正予算についてご説明申し上げます。

一般会計につきましては、補正予算額3億177万9,000円を追加し、一般会計の総額を115億5,264万3,000円とするものであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費は仮称大和町南部コミュニティセンターの開所に向けました関連事業経費、通路・広場・駐車場の整備工事、附帯工事、各種備品の購入費といたしまして、1億1,455万8,000円を計上いたしております。防衛施設周辺整備対策費といたしまして基金への積み立てとして4,860万円、徴税費には法人町民税等におけます還付金及び還付加算金を計上いたしております。

民生費は、平成27年度の事業費の確定による精算によります償還金をそれぞれ計上し、仮称大和町南部コミュニティセンター内に設置します児童館の備品購入費といたしまして602万9,000円を追加し、衛生費は資源ごみ回収袋等の購入費用504万3,000円を追加し、土木費は、町道台帳作成及び修正委託費385万7,000円と除雪経費1億594万8,000円、町道維持管理費793万3,000円、河川費といたしまして鳥屋樋管の修繕に要する経費582万2,000円を計上いたしております。

教育費は、青少年教育に要する費用10万円、黒川郡連合青年団の全国青年大会出場 選手への補助金のほか104万円を計上いたしております。

災害復旧費は、公共土木施設災害復旧費811万3,000円、河川補助災害復旧費は443 万2,000円を計上いたしております。 これら以外に4月の人事異動によります人件費の調整として、人件費計上の各会計の補正もあわせて行っており、関連する会計間の繰出金の調整も行っております。

以上が歳出の主なものでありますが、これらの経費に充てます財源といたしましては、繰越金2億2,562万円、国庫支出金5,697万1,000円、県支出金421万2,000円ほかをもって措置するものであります。

また、国民健康保険事業勘定特別会計は、人件費の調整のほか高額療養費給付費用を追加し、介護保険事業勘定特別会計は、人件費の調整と施設介護サービス費給付費の国庫支出金等の償還金を追加し、後期高齢者医療特別会計においては、人件費調整を行っており、下水道事業特別会計は人件費の調整のほか、施設の建設に要する費用を追加措置いたしております。農業集落排水事業特別会計、個別合併処理浄化槽特別会計及び水道事業会計におきましても、人件費の調整を計上しております。

次に、議案第71号につきましては、準用河川小西川河川改修工事につきまして、請 負契約の締結に当たり、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第72号から議案第79号につきましては、富谷町が市制施行により、平成28年10月10日から名称を富谷市に変更することに伴い、仙台都市圏広域行政推進協議会、黒川地域行政事務組合を初めとします関係団体の規約の変更につきまして、所要の改正を行うものであります。

報告第1号につきましては、平成27年度大和町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行うものであります。

なお、今会期中に人事案件等を追加させていただく予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げたいと思います。

以上が今回提出いたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議 をいただきましてご可決を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶といたしたい と思います。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第3「一般質問」

議 長 (馬場久雄君)

日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

皆さん、おはようございます。

早速、一般質問に入らせていただきます。

飲酒運転対応の矛盾について

この一般質問は、多くの町民の方の不満からこういった一般質問をやろうという私 の決意でやらせていただきます。

6月定例会の特別職の減給の審議において、飲酒運転対応に改めて違和感を覚えた。 また、町では飲酒運転を重大犯罪と宣言している。以下について、町長の考えを伺う。

- 1、職員は入庁時に服務の宣誓書を提出している。これに基づき飲酒運転者の処分ができるが、1昨年9月の飲酒運転発生時、改めて全職員から今後飲酒運転を厳罰に処す誓約書を提出させた。しかし、ことし4月再度飲酒運転が発生したとき、厳罰を科すことはなかった。いずれも矛盾では。
- 2、以前、町長は民間と比較して処分が軽いと答弁している。 2件の飲酒運転者の 処分に反映されていない。矛盾するのでは。
- 3、懇親会の自粛、交通安全街頭指導、窓口での飲酒運転に対する苦情対応など、 当該職員以外の職員に負担をかけているが、飲酒運転者からの謝罪はいまだない。本 来、当該職員に厳しく対応すべきである。矛盾するのでは。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問ですが、職員の不良行為等につきましては、人事院で定めております懲戒処分指針に基づきまして、町の懲戒処分指針を制定して運用しているところでございます。処分につきましては、当然懲戒免職の観点からも検討しておりますが、過去の処分例、他の地方公共団体等の懲戒処分例や、当該職員の勤務評価及び顧問弁護士からの助言等、総合的に判断し、処分を決めており、厳正かつ適正に懲戒処分を実施したものでございます。

なお、飲酒運転は、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下した中での運転であり、交通事故を起こせば重大な事故に直結し、司法の判断により、 刑法等の厳罰に科せられること等を考慮すれば、重大犯罪であり、大和町職員飲酒運転根絶宣言でも飲酒運転は重大犯罪であるとして、宣言をしたものでございます。 次に、民間と比較して処分が軽いとの答弁との矛盾についてでございます。町の職員には、町民の模範となるような行動をとるよう、朝礼、庁議などで指示しており、そういった使命感、責任感までを考慮すれば、処分は軽いとの見方もありますが、公務員は不良行為等による減給以上の懲戒処分は、報道義務が課せられており、報道等による社会的制裁も受けることから考慮すれば、適切な処分だったと思っております。最後に、飲酒運転者からの謝罪についてでございますが、本人から事情聴取等の際に反省文等も提出されており、十分反省してからの復職であると核心をしております。復職後は、真摯な姿勢で業務を行うことにより、町民や職員等からの信頼回復を行うことで謝罪の意を表すのが重要と、このように考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいま町長から答弁あった中で、処分について過去の処分例とかそういったくだりの中に、当該職員の勤務評価ということがありましたが、犯罪は犯罪で処分するのであって、勤務評価がいい職員だったから犯罪の度合いによらずに決定されたというような認識をしてしまいましたが、そういった認識でいいんですか。人によって変わるということですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

勤務評価ということで申し上げましたけれども、これはそれによってどうのこうのというか、あれではないんですけれども、やっぱり人間これまでの仕事の姿勢というか、そういったものは罰に対してやるということとはまた別の観点ですね。そういったものも見るということでありまして、それを大きなウエートで評価がよかったから、前がよかったからどうのこうのということではなくて、厳罰に処分するに当たっては、その事件、それを当然中心としてやっていくということでございます。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

多分この文面というのは、過去にも処分があって、そういったものの累積で今回は 厳しくなるということだと今認識しましたので、オーケーです。

それで、町で独自に飲酒運転は、重大犯罪だと宣言しております。その中で、過去の事例または他の自治体、こういったものは全然必要ないと思います。独自で判断して、独自で処分できるという認識で、町民の方は理解されておりますけれども、その辺町長はどういった考えでおられますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

そういう判断基準ということになるわけですけれども、最終的には独自といいますか、町がもちろん決定をするということになります。ただ、これも公務員という立場といいますか、これは何でもそうなんですけれども、一定の約束事といいますか、そういったものがあって、その基準というものは1つあるわけですね。そういったことがありますし、処分のやり方についても、例えば前の例についても、一律にこういうことだから同じ処分ではないケースもあるわけです。その中で強い、弱いといいますから、そういったものは参考にするということです。最終的な判断といたしましては、参考には当然にするんですけれども、町の判断で決定をするということにはなります。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいまの町長の答弁によると、重大犯罪だという強いアピールをしているにもか かわらず、町の独自性が薄れていると私は判断しますが、いかがですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これは重大犯罪、飲酒運転につきましては当然重大犯罪ということで、これは町だけではなくてどこでも思っているというふうに、当然だというふうに思っております。ですから、今申し上げたのは最終的に判断するときには、町でもちろん判断をするんだけれども、他の事例も参考にするという話を申し上げました。これは、その中で最終的な判断は町でするわけですから、飲酒運転とかそういったものについて、重大犯罪という認識はもちろんしっかり持った中で当然やっているわけです。ですから、重大だということを宣言していながら、そうでないということでは決してありません。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

水掛け論になってしまいますけれども、お伝えしますけれども、町は独自に重大犯罪だと宣言しているのであれば、一律懲戒免職、これで何も問題ないんじゃないかという認識が多いです。それはお伝えします。

それと、次の質問で、1昨年の9月、飲酒運転発生したときに、誓約書を求めて提出されましたが、ことしの飲酒運転の発生時に、この誓約書が生かされていないと感じますが、その点はいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

結果としましてそういった事故があったということでございます。宣言、宣誓をしながらそうだったということですから、その結果を見れば生かせていなかった、残念ながらそういう結果が出たということについては、事実だというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

では、なぜ生かされなかったんですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

このことについては、みんな一人一人がそういったことをしっかりやっていこうということで、宣誓につきましては、誓約書につきましてはみんなで、これは強制ではなく、出してもらったところです。一人一人がしっかりやっていくという気持ちが当然あってしかるべきだったところでございますが、残念ながらその部分、一部弱かったといいますか、そういった事実があった結果だというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

今町長の答弁の中に、強制ではなかったという一文がありました。ただし、日数がたって提出していない職員があった中で、この課は誰が提出していないという回った事実があるんですけれども、そうしましたら自主的なら、それを勘違いして強制だと思って提出した職員には返していただくことも可能ですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

強制ではなかったわけでございますが、そういう勘違いをして出した人がもしいる とすれば、それを取り下げたいということであればそれはそれでやむを得ないという ふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

それでは、2要旨目に入らせていただきます。

民間に比べて、処分が軽いという答弁をいただいた中で、やっぱり甘い、この文面を読んでも使命感、責任感を考慮すれば軽い。ただし、報道機関に載るから同じじゃないかというニュアンスの答弁でしたけれども、民間の方も新聞に載りますし、逆に民間の方は、そのときには会社に属していたとしても、やめたというような表現で書くことがあります。これは、民間はもうやったらすぐ懲戒処分、民間の場合はですね。公務員の方は、懲戒免職ですけれども、そういった中で無職とされるんです。ですから、基本は載るんです。だから、載っている部分がイコールであれば、使命感と責任感の部分というのは、公務員の方というのは民間の方よりも甘く捉えられているんですよ、町長の答弁によりますと。そういう解釈でよろしいですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

甘く捉えられているということはなくて、そういったこともあるということで表現をさせていただきました。おっしゃるとおり、民間の方、私も民間におりましたし、私も小さな会社でありますからやっております。そういった中でやった場合には、その会社の約束事とか、あるいは社長さんの考え方とか、そういった中でいろんな判断がなされて、懲戒といいますかそういうこともされるということです。それぞれの組織に約束といいますか、規律があって、その中で動いていくのが世の中だというふうに思います。

それで、私が以前に申し上げたことにつきましては、民間より甘いという表現があったかもしれませんけれども、いろんなことで民間であれば則いろんな判断ができるというところがございます。それは、そういった約束がその会社にあるから、会社に約束といいますか、組織それぞれに誓約といいますか、誓約ではない、約束といいますか、そこの中で組織が動いているんだというふうに思っています。そういった意味においては、公務員と民間の規制に若干の相違があるということだというふうに思います。

今公務員について、そういったことでやっているわけですけれども、公務員は公務

員という約束の中で動いているわけでありますから、その中で最大限の効果といいますか、そういったものを出すべく努力をしているということでございます。したがって、全てが同じ土俵、人間としては同じ土俵なんですけれども、組織という中ではそれぞれの環境の若干の違いはあるんではないかという中で、この間あったのが軽いという表現を私がしたというふうに思っておりますが、そういうことでありますので、その組織の中での決まり事をきちっと運用した中でやっていくのが組織の運営だというふうに思っております。したがって、公務員につきましては、より罪を認識してもらう処分をしていく、最大限の努力をしていくということでございます。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

町長の答弁長過ぎて、ちょっと理解に苦しむところがあるんですけれども、確認させていただきます。民間企業であれば、社長が独自に考えた規定があって、その中で処分ができる。そうであるならば、町の長である町長は、民間企業である社長ですから、町長が規定を決めて、処分すればそれでできるという判断でいいんですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

民間であれば社長が独自にと言いますけれども、民間もやっぱりそれぞれに規定があってやっている、全くないところもあるかもしれませんけれども、基本的にはそういうのがあって、そういった中でやっているんだというふうに思います。例えば大和町の場合、私が社長という言い方が正しいかどうかわかりませんけれども、そういったところにある、だから私が独自でというわけにはこれはいかない。それは、大和町の役場のいろんな規約とかもありますし、公務員としての規約という部分もあるわけですから、そこは制度といいますか、その中でやっていかなければいけないということでございます。

ですから、町長がここにいれば自分の思いで何でもやるというものではないというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

もちろん町長が単独、単独じゃないな、独断でできるものではないですが、強いリーダーシップを発揮して、それを皆さんに周知していた中の規定づくりというのは可能だと思います。また、町民の方の声に耳を傾け、そういった処分をすることも可能です。ですから、町長は今回の答弁で大分トーンダウンしているという私は認識を持っています。以前は、本当に軽いよ、公務員の処分軽過ぎるというような気持ちで答弁されていたと私は認識しております。時間も3件の中で限られていますので、次の3要旨に入りますが、私が質問した趣旨は、意味は、町長とか副町長に反省文をいただいたから、謝罪を受けたというものじゃなくて、職員さんが懇親会を自粛されたり、職員さんが交通安全の街頭指導をしたり、または窓口対応の職員さんが苦情を受けたりしている中で、職員さん全体に対して謝罪があったのかということの質問でございます。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

職員に対しての謝罪といいますか、そういったものについて、例えば朝礼とかの場で皆が集まってのところでの謝罪ということはやっておりません。ただ、職場で、課とか、あと個々については迷惑をかけたことに対する謝罪はあるというふうには思っておりますが、全体が集まった中で一堂に会してとか、そういったことはやっておりません。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

今全体ではなくて、課ごとにあったんじゃないかという、あるんじゃないかじゃな

くて、確認すべきですね。やはり一番ご迷惑をかけるのは、一緒に働いている職員ですから、そういった憶測の答弁じゃなくて、そういうことはありましたというような答弁が欲しかったです。

次の質問に入ります。2件目です。

町内在住職員をふやす方法について

町長が推進する3世代同居を効果的に実現するために、さまざまな課題がある。まず初めに、町が取り組むべきことは、町内在住の職員採用をふやすことと考える。以下の提案について、町長の考えを伺う。

1、町外在住職員の比率がふえていることは、6月定例の一般質問で明らかになった。採用時の面接に工夫が必要ではないか。大和町の魅力(風景、祭り、特産品など)のPR、まちづくり政策などを作成し、持ち時間(20分程度)でプレゼンテーションさせては。

2、地方公務員の役割を教育し、町内に住む必要性を認識させるべきでは。例えば、 自分の町を歩く、見る、聞く、食べる、飲む、泊まる、特産品を買う、特産品を買う ことを伝えることを実践する(著書:地域に飛び出す公務員ハンドブックより)こう いった教育をすべきと考えます。

3、服務規程に住所要件を設けるべきでは。(現在実施している市町村は岡山県総社市、広島県福山市、愛媛県八幡浜市)

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

職員採用時の面接に関するご提案でございますが、採用試験時の2次試験におきましては、面接のほかに作文、グループ討議、あるいは窓口体験を実施しまして、さまざまな角度から志望者の適正、人間性などを採点しております。

過去に作文試験で、大和町の魅力のPR等については、テーマとしてございましたが、大和町の魅力やまちづくり政策をテーマにグループ討議やプレゼンテーションを行うこと、これにつきましても手段としては考えられると思います。来年度以降の採用試験の課題として検討させていただきます。

次に、職員に対する教育は、階層別研修等を通して実施しているところでございます。新規採用職員研修では、カリキュラムが基本能力、行政目標推進能力、自己管理

能力に分類されています。うち、基礎能力の分野において、地方公務員としての使命感、倫理観の講義が設けられておりますが、3時間半のみでございまして、その意識を高めていくためには、職場において上司、同僚などによる啓発も必要であるとこういうふうに考えます。

議員ご提案の自分たちの町を歩く、見る、聞く、食べる、飲む、泊まる、特産品を買う、伝えることを実践することは、町の職員として積極的に取り組むべきことであると思います。町では、その魅力を発信するみやぎふるさとCM大賞の制作を、平成26年度以降は新規採用職員が製作しておりまして、大和町の魅力を新たな若い視点で捉え、CMを製作することにより、ご提案の活動につながる意識高揚を図っております。町民の求めるまちづくりを進めるには、まずは町の魅力と課題を知ることが職員としての基礎とも言えますので、そのような活動を促してまいりたいと思います。

次に、服務規程に居住要件を設けるべきとのご提案でございますが、全国では十数団体の自治体が実施しております。現在、大和町職員の約4割が町外居住であることは申し上げましたが、服務規程を改正するには、各職員の家庭事情への影響を考慮しますと、実施には課題が多いと考えております。

議員ご意見のとおり、町内在住職員をふやすことは大変重要な課題でありますので、 町外在住職員におきましても、大和町への郷土愛と使命感にあふれる職員づくりに努 めてまいりたいとこのように考えております。

議 長 (馬場久雄君)

暫時休憩します。休憩の時間は10分間といたします。

午前10時55分 休 憩 午前11時05分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいま町長から答弁をいただきましたけれども、町長も現在の採用時の面接のあ

り方ではまずいなとはお考えでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まずいという言い方は正しいかどうかあれなんですけれども、現在は現在やれる範囲の中でいろいろ工夫をしてやっております。ただ、これがベストかと言えば、またいろんなもう少し違ったやり方もあるのではないかというふうに思っております。これが一番いい方法だというふうにはまだまだ思っておりませんけれども、毎年いろんな工夫をして進めてきておりまして、改善ということも進んできているというふうに思います。今はベストかと言えば、まだ工夫の余地はあるというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

その中で、結果として昨年入社されました、入庁というのかな、されました職員で試用期間中にお断りされた方もいるとお伺いしています。2名いるという話でした。また、ことしも先月の21日付で退職された方がおられるという話も聞きました。この3名とも全て町外職員ですが、やはり町長が推進されております3世代同居を推進するために、町がまずやらなくちゃいけないのは、町内の残ろうと思われる長男さんの仕事場を確保することと私は考えて、この一般質問をさせていただいたんですけれども、そういった中で大和町の風景を撮るとか、祭りの紹介をする、または特産品を紹介するというのは、もちろんインターネットの発達した中で、そういったもののコピーとかは可能かと思うんですが、町に入っていただいて、町を調べてそういった努力をする、手間をかけるというのは、この町でどうしても働きたいという考えのあらわれでやれることだと思います。そういったものを推進することで、大和町がいい職員を採用できるとお考えではないでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今の議員のご意見は、試験の段階でということだというふうに思います。要するに、入ってからではなくて事前のという意味。そういった方法で勉強してもらうというのは本当に非常にいいことなんだろうなというふうに思います。今結構インターネットとかそういうことで、皆さん勉強はしてこられております。町の特産とか、町のことを聞けば、大体皆さん、そういったことについては、知識として持っておられる方が多いです。それは町でも発信しているわけですから、これはどこの町村でもそうだというふうに思っています。あと、皆が皆ではないのですけれども、やはり町を歩いたりとか、地元の人はもちろんそうなんですけれども、地元以外の方でも町にかかわりといいますか、そういうのを持ったという形で、実践としてやってこられている方もおいでです。

そういった方もおいででして、一生懸命勉強されているなというふうなこっちの認識も当然出てくるわけですけれども、受験する側の考え方としてそういった対応をしてもらうということは大変結構なことだというふうに思っています。これを強制といいますか、受験の要件に当てはめるということは1つの方法とは思います。ただ、その辺について全てがそのまま受験生の方々にもいろいろ事情がある方もおいでだと思いますので、それを一概にみんなに当てはめるということについては、いろいろ課題もあるというふうに思いますので、そういったことができるのかどうかについては、さっきも言いました試験の方法の1つとして考えてまいりたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいま町長の答弁あったとおり、いろいろな課題はあるかと思います。ただし、例えば町の風景を撮るに当たっては、インターネットからも転用できますが、いつ何分にどこどこ地区の何というところから撮ったというのは、ただインターネットから転用することをした人間には、答えることはできないと私は思っております。いろいろ考えがあって、試行錯誤されるということでそれは了解されました。

それで、1点ご確認させていただきたいことがありまして、この一般質問をするに 当たって、割と若手の職員、または残念ながら、応募をしたんですが、残念な結果に なった方々から事情聴取じゃなくて、調査をさせていただく中で、家族のエントリーシートの中に、家族の氏名、年齢も含めて、それと職業を書くという欄があったと聞きますが、これは関係機関にお尋ねしたところ、違法ということです。または私も人事関係の仕事をした時期もありますので、大分前にこういったことをするべきじゃないという通達が出ていると思っていますが、事実関係はいかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

エントリーシートというのは、個人のやつでそれは共通だということですが、その 辺、あとは任意ということだそうです。町のほうで確かに家族の名前、あと職業とい っても、書いてくる方も書いてこない方もおいでなんですが、主婦と書いたり、そう いう形ではありますので、その辺ちょっと調べてみたいというふうに思いますけれど も、今はそういうふうな用紙になっている事実はそのとおりです。

これについて、いろいろご意見があるとすれば、ただ我々として決して何を調べるというわけでもないんですが、家族構成とかお話の中で、面接の中で、家族構成とか、名前とかは聞きませんけれども、質問としては聞いているところであります。特別そのことによって、親御さんの職場がどうのこうのということについては全く判定といいますか、合否の中では考えていないところです。あくまで、本人さんの状況、あるいは考えの中で合否の決定をしているところです。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

もちろん公平をもって結果を出すべきと思いますが、そういった項目があること自 体、疑いを生む可能性が十分ございます。そういったもので、町長のほうが確認して、 改善すべきという話かと思うので、その辺を期待するところです。

それと、1点、やはりこういった規定というものを再度調べていただいて、現在の 採用方式が適正かどうかということまで見ていただければありがたいと思っておりま す。 2要旨目ですけれども、町長の答弁の中に、新規採用職員にみやぎふるさとCM大賞の作成に当たらせているので、土地の特色を十分理解できる場を設けているという答弁がありましたけれども、このみやぎふるさとCM大賞というのは、あくまでもマスコミがつくったものでございまして、大和町を外部に発信するものであって、職員の教育とはまた論点が、規定としては生かされていない、ただ形だけつくるだけではだめですから、継続的に歩く、見る、聞く、そのほか私が述べたことをやる必要があるという趣旨からすると、不十分だと考えておりますけれども、町長はいかが考えておりますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

このCM大賞につきましては、教育、勉強してもらうという思いはもちろんあるんですけれども、そういった思いで新人の方にやってもらっているのはあるんです。町の特徴とか、特産物とか、あとはもっと発信する、どういったところを発信したらいいかを勉強してもらうということがありますので、やっていますけれども、決してこれだけでオーケーというものではもちろんないというふうに思います。ただ、今やっている中での1つがこれであるということです。

それから、地元についていろいろ勉強するということは、もちろん大切なことだというふうに思っておりますし、それは職員一人一人が自分たちの考えの中でやるべきものでもあろうというふうに思っております。職場として一斉にやるというのがいいのか、今これは1つの方法としてやっておりますが、職員の本来であれば自主的にやってもらうという、そのことで例えば運動会なんかもほかの人が応援に行ったり、交わるとかもやっている職員もおりますので、もっと積極的に取り組んでもらえるように期待をしたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

今町長の答弁にあった中で、一番問題なのは、新入社員はこういったもので町の特

色とかを学べる機会があったりするわけですが、既に入られた職員の中で、既に入られたとはおかしいけれども、もう年配までいかない、ベテラン、または中堅の方の職員がやはり進んで町に出ているかというと、出ていないと私は判断しておりますが、そういったものを本来は自主的にやるべきことですが、やらない。であるならば、町長もある程度教育の中で、強制的な指導というのは必要かと思いますけれども、今後町長の強いリーダーシップを発揮する場面というのは、ございますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

強制的な指導ということについては、なかなか難しいんだというふうに思います。 ただ、まちづくりというものについての考え方を再度みんなして話し合うとか、方法 としての1つとして出てくるんだというふうに思っておりますので、強制的にあなた 行ってきなさいというものではなく、まちづくりをやっていく中での考えを一緒にや っていく中で、そういったものも必要だということ、これは皆さんわかっているとい うふうに思いますけれども、機会あればそういったときにこちらからもお話はできる というふうに思っております。強制的に行きなさいというのは、なかなか指導力がな いというか、そういう話になるかもしれませんけれども、ちょっとどうなのかなと首 をひねります。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただし、町長、もう強制的にやらなくちゃいけない段階に私は来ていると判断して おります。

3件目の要旨に入ります。

服務規程のことでご質問させていただいた中で、大和町の職員の約4割の人が町外居住しているもので、このことを理由に課題が多いという答弁がありましたけれども、逆に4割がいるからこそ、早急に改善すべきと考えているので、この答弁は申しわけないけれども、本末転倒かなと感じております。町長の答弁を求めます。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

議員さんの質問の趣旨からすれば、そういうことになるんだろうなというふうに思います。今職員を募集するに当たってのいろんな考え方があって、お話のとおり居住要件をつけておる自治体もあるのは、私も存じております。そういった中で、これを言えばまた一般論的な話になるかもしれませんけれども、職業の選択についての考え方についても、いろんな考え方がある中であります。地元に住んでもらって、そしてやってもらうということが、私もベストだというふうに思います。ただ、それぞれの事情がある中でもございますので、仕事においてベストを尽くしてもらうということが現在進んでいる、そういう状況になっているわけでございます。

さっきの繰り返しになるんですけれども、町外ということではありますけれども、 大和町に郷土愛をしっかり持ってもらうように、使命感にあふれる職員ということで、 頑張ってもらいたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

ただいま町長の答弁の中に、職業の選択の自由、またはこれは多分住居の自由というものも言いたいかと思うんですが、我々地方議会議員は、そこに住所がなければ立候補もできない、またはどこかに町外に移ってしまったら、その行為によって失職するというものです。ですから、地方公務員であっても、それと同じ考えはできます。決して憲法違反になることはございませんので、町長の強いリーダーシップの発揮を期待します。

また、ここに各職員の家庭の事情や影響を考慮しましてという問題で、難しいとありますけれども、もちろん現在服務規程を設けている自治体であっても、町長、または市長が認める職員はその限りではないという例外規定がございます。何でも例外規定ある。そういった中で、対応できるものと私は感じておりますので、再度町長の答弁を求めます。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

いろいろ例外規定とかはもちろんあるわけです。ですから、そういったもので運用がなされていくということでございます。どういった例外規定が運用されるかということについては、トップが判断するということでございますけれども、その辺につきましてもいろいろ研究をしてみたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

町長のリーダーシップを発揮することを期待して、3件目の一般質問に入ります。 脳科学に基づく記憶術について

3月定例会に続き、第2弾、脳科学を活用した記憶術で、楽しく、効果的に学力向 上が図れる提案を以下に示す。

人間の脳は、本来忘れるようにできている。その中で必要な情報を必要なときに引き出す手法を紹介する。人間は、一度覚えたことを1時間で半分以上忘れてしまう。 学習を繰り返すことで記憶は100%に近づく。1時間以内に学習内容を反復すると、記憶が効率よく定着する。整理された記憶は、その後使いこなしやすくなる。勉強は、本来遊びなので、楽しめなければならない(著書:「最強!」の記憶術より)授業の構成、家庭学習の参考にできるのでは。また、忘れることが能力がないためではないことを伝え、励まし、反復を根気強く継続することを指導すべきである。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

おはようございます。それでは、千坂裕春議員の脳科学に基づく記憶術についての ご質問にお答えをいたします。 学校教育は、確かな学力、豊かな心、健康でたくましい体をバランスよく育み、心 豊かで自主性に富み、たくましく生きる子供を育成することにあります。

近年、学校教育に脳科学や行動心理学などを取り入れ、科学的根拠に基づいた学習指導が行われるようになりました。学習指導においては、子供たちの学力を定着させるための手段として、授業の中で導入として前時の復習を、そして本時の学習、最後に学習の振り返りを行うなど、反復学習を実践しております。このサイクルに家庭学習が定着することで、より学習効果を高めることができます。また、楽しい授業を行うためには、学習や生活の基盤となる学級づくりをしなければなりません。児童生徒が安全で安心な学校生活を送り、楽しいと思える学習環境づくりを推進するためには、自己存在感や共感的な人間関係を構築していくことが必要です。この取り組みが児童生徒の元気、やる気、根気を育み、生きる力に結びついていくことと考えています。

今回、千坂議員からご紹介いただきました人間の記憶の忘れるという特性を、反復することにより記憶を効率よく定着させることなど、科学的裏づけを持った指導方法も大切なことと考えております。そして、身の回りの整理整頓にも言えることですが、記憶を整理する習慣をつけることにより、情報を取り出しやすくなるなど、脳の仕組みを理解することは、児童生徒のみならず、私たちのこれからの生活にも生かせるものと考えます。

議員のご指摘の忘れることがイコール能力がないことではないことを伝えながら、 今後も児童生徒の指導に当たっていきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

千坂裕春君。

8 番 (千坂裕春君)

多くの子供たちが学校に入ることを心待ちにしている中で、いざ学校に入ってみて何年かたつと、学校嫌いになる。さまざまな理由があるかとは思いますけれども、1つの理由が勉強が楽しくない。そういった中で、やはり覚え切ることができないというものかと私は感じておりますが、忘れることが当たり前のことで、これを反復することによって、十分補うことができるということを、児童生徒に伝えていくならば、自分だけが忘れるんじゃないんだということを認識した上で、勉強に励むことができる、こういったものを大和町の児童生徒に伝えていきたいという考えのもと、私一般質問させていただきましたが、教育長のほうもこういったものを十分取り入れていく

という姿勢を答弁の中で感じましたので、再質問はなく、これで一般質問終わらせて いただきます。

以上です。ありがとうございます。

議 長 (馬場久雄君)

以上で千坂裕春君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。

2番今野信一君。

2 番 (今野信一君)

私のほうからは、要配慮者・避難行動要支援者への支援対策についてと、もう1件 防犯対策の充実について、2件お願いしたいと思います。

まず、1件目、要配慮者・避難行動要支援者への支援対策について

大規模な災害時には、高齢者や障害者などの要配慮者も被災することが考えられます。この場合、一般町民より危険が予想されます。要配慮者・避難行動要支援者への 支援対策について、次の3点を町長にお伺いします。

1つ、要配慮者の実態把握と、避難行動要支援者名簿の作成はできていますか。また、名簿はどのように取り扱われていますか。

2つ、避難行動要支援者個々に対して、個別計画書を作成し、それぞれの状態に適 した移送手段の選定を行うとともに、移送のための手段の確保に努めるとありますが、 個別計画書の内容は。

3つ、避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供がなされますが、守秘義務など の問題が生じてきます。情報管理についてどのような指導を行っていますか。

以上、3点です。お願いします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問ですが、初めに避難行動要支援者名簿につきましては、 平成25年6月に、一部改正されました災害対策基本法の施行前から、災害時要援護者 名簿等の名称で作成した市町村につきましては、当該名簿の内容が改正後の災害対策 基本法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合には、改めて避難行動要支援者名簿を作成する必要はないとされておるところでございます。

本町では、大和町災害時要支援マップといたしまして、大和町の民生委員、児童委員、協議会におきまして、平成17年度より友愛訪問や、安否確認等の日ごろの民生委員、児童委員活動や、地域のネットワークを生かした災害時要援護者を対象として、作成しておりまして、2年ごとに更新をしているところでございます。

対象者につきましては、ひとり暮らしをしている高齢者世帯、二人暮らしで支援を必要とする高齢者のみの世帯、寝たきりや、認知症などで日常生活において介護や介助を要する要介護者世帯、日中一人で留守番をしている高齢者世帯、母子・父子世帯の家庭の方で、小学生以下の児童がいる世帯、視覚や聴覚、身体などの障害によって災害時に避難する際、支援を要する方や、精神、知的障害などにより突然の環境の変化などに対応するのが困難な方などの障害者世帯、及び傷病者、日中ひとり児童生徒等のその他支援が必要と思われる方世帯でありまして、本人または家族の同意の上、町及び行政区長さんの協力により、作成されておるところでございます。

その内容は、要援護者台帳、名簿ですが、それからマップ、調査地区ごとのデーター覧、大和町民生委員、児童委員協議会名簿で編成されておりまして、民生児童委員主任児童員、また協議会の事務局、及び総務課危機対策室で一部ずつ保管しておる状況にございます。

次に、個別計画書でございますが、内閣府の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針及び宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドラインにより、策定することが望まれるとされております。個別計画書は、避難行動要支援者一人一人の避難支援が、迅速かつ的確に行えるように、誰が、これは避難支援者ですね、がどのように支援を行うのかを避難行動要支援者ごとに具体的に記載するものでございます。

内容としましては、避難時に配慮しなくてはならない事項、同居家族等、また緊急時の連絡先、避難支援者、普段いる部屋等の位置、避難場所と情報などについて、また地域における避難支援者が主体となり、民生委員、児童委員、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会等から協力を得ながら、本人及び家族との話し合いにより、地域ぐるみで策定することになります。

また、策定の留意事項といたしましては、避難行動要支援者本人が必ず助けてもらえると思い込んで待っているだけではいけないこと、避難支援者にもどのような事情

が発生しているかわからないため、避難支援者の責任を問うことまではできないこと 等を理解してもらう必要がございます。

個別計画につきましては、現在大和町では策定しておりませんけれども、各地区の 民生委員、児童委員が個別に福祉票を作成しておりまして、緊急時の連絡先や本人の 状況等を把握し、災害時の避難支援に対応できる体制にございます。

次に、大和町災害時要援護者マップの掲載されている要援護者は、平時においての 自主防災組織等の関係機関との情報共有に承諾された方々でありますが、名簿情報は、 民生委員、児童委員、主任児童委員、協議会事務局及び総務課危機対策室で厳正に管 理をしておりまして、有事の際のみに必要に応じて避難支援者に提供することとして おります。

このことは、要援護者のプライバシーを保護するとともに、名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、要援護者と避難支援者との協働を円滑なものにする上で、極めて重要であると認識しておりますので、今後も個人情報が漏れることのないように、周知徹底を図ってまいります。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

2番今野信一君。

2 番 (今野信一君)

今回この質問を行うに当たりまして、町のほうからいただきました防災計画という ものを見て質問事項いろいろ考えたんですが、そちらの中には、避難行動要支援者名 簿というような欄はあるんですが、今お話しいただきました大和町災害時要援護者マップというようなことは出ておらなかったんですが、これは同じものと考えてよろし いんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほど申しました代用できるという名簿ですね。それで、町のほうでは代用しているんですが、ですから同じものというふうに、同じ名称、表現が違っているということなんですが、名簿としてはマップのことでございます。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

その防災計画の中に、要配慮者の実態把握の際、民生委員等の協力を得て、町内会等に対し、実態を把握しておくように指導するものとするとあるんですが、これは町が町内会や自主防災組織に対して、実態把握をしておくように指導しておると考えてよろしいでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町がといいますか、町も一緒に入っているということにはなるというふうに思いますけれども、結果的にそういった実態把握につきましては、この名簿、今民生委員さんたちがやっているわけですけれども、そういった中で個々の方々に名簿をつくる際には、承諾をもらって、そして了解をもらった方々の名簿になってしまうわけですね。残念ながら全員ではなくてですね。そういうことで、スタートとしましては、民生委員の方が最初名簿をつくられてきた経緯がございます。そして、今2年ごとに更新をしているわけですが、そのときに区長さんとかも一緒に共同作業の中で名簿をつくっておりまして、結局町が主導というよりも、町も一緒にやっているという、実態把握についてはですね。町がやりなさいということではなくて、一緒にやっているということになります。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

県のガイドラインのほうに要配慮者とあと避難行動要支援者というふうないろいろな定義のつけ方がありまして、要配慮者の中にはもちろん高齢者とか、障害をお持ちの方ですとか、あと外国人の方も入りますし、そのほかにも病気をお持ちの方ですと

か、いろいろな方々が入られております。そして、その中から避難行動要支援者という方を見きわめて、そして名簿に出しているというふうな私解釈していたんですが、そういった中で要配慮者を地区の方、自治体ですとか、そういった行政区単位のところで、あそこの方がそういう方じゃないかとかとのお話の中で、民生委員の方々と一緒にリストアップするのかなと考えていたんですが、そういうものとはまた違うことなんでしょうか。町も一緒になってそれをやっているということですか。今のお話ですと、そういうふうにとれるんですが。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町のほうでは、先ほど申しましたけれども、対象者については把握をしているということです。まず対象者をですね。それで、今度それが各地区においでなわけですけれども、その方々については訪問をして、マップ等作成するということになりますが、そのときには民生委員の方々とかも行かれます。それで、対象者の方々にお邪魔はしますけれども、マップに載せていいですよといいますか、了解をもらった方についての名簿になります。実際つくっているのはですね。ですから、全員のではないのですけれども、人数的には町のほうで6,000何人のそういう対象者があるわけですけれども、実際了解をもらえて名簿に載っている方につきましては、939人ということで15%ぐらい、実際はですね。そういうことでございまして、全体の把握は当然町でもしておりますし、個々の了解をもらっていろんな情報を提供いただくための活動につきましては、民生委員さんたちが中心になってやっているということです。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

それは名簿をつくる段階のお話だと思うんですよ。その名簿をつくるときのリストアップをするとき、要配慮者という方々を全体的に見て、その中で支援をしなければならないような人をリストアップして、その方を今度は名簿というふうにつくっていくんじゃないのかなというふうに考えたんです。そういうふうに読み取れるんですが。

議 長 (馬場久雄君)

そう読み取れていいかどうかという質問ですか。

2 番 (今野信一君)

県のガイドラインの中では、要配慮者、すなわち幅広く先ほども申し上げましたように、高齢者、障害をお持ちの方、そしてあとまた慢性疾患の方とか、外国人の方、そういった方々、幅広く捉えておるようなんですね。そして、その中で避難時に避難の行動を十分とれないような方々を、避難行動要支援者として捉える。その方々を名簿に載せるときにはやはり地域の方とか、そういった方に情報を出してもいいとか、そういうようなことを確認した上で名簿に載せるというのはわかるんですが、その以前の話のことをちょっとお伺いしているんです。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

繰り返しになるんですけれども、要配慮者、援護者という方々、例えばひとり暮らしの高齢者の方とか、要介護の方とか、日中一人の方とか、あと障害者の方々とか、そういった対象者を町で把握をしていると、まずですね。人数的に把握をしていると。その方々に今度民生委員とか、区長さんとかが回って、その方々にお邪魔をして、そして載せてもいいですよという了解をもらった方々についての名簿があるということです。ですから、その名簿があるということにつきましては、個別の計画書がありますが、福祉票というのがつくられておりまして、そこの中にさまざまな個別計画にかわるものが、福祉票の中に入って書いてあって、個別計画書ではないのですが、それを代替にして準備をしている。そういったものになっているということなんです。ちょっと私言っていること違うかな、済みません。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

何回も同じことを言うようで、何か気分悪くさせないようにお願いしたいんですが、 県のガイドラインのほうでは、要配慮者、配慮をするほうで、災害時に限定せず、一般に配慮を要する者というふうなことで、高齢者、障害者、障害児、妊産婦、乳幼児、 アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人などというような配慮をしてあげたいと いうような人たちがまずいると。その中で、避難行動要支援者ということで、その中 のうち、要配慮者のうち災害時にみずから避難することが困難な者であって、その円 滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を必要とする者というふうになるわ けですね。

先ほど町長がおっしゃられたのは、その人たちのことじゃないのかなと思うんですよ。私が言っているのは、その以前の要配慮者というような妊産婦さんですとか、そういったような方々、そういった方々を把握しておくようにというようなことを防災計画の中で、地震災害対策編の95ページ、要配慮者の災害予防対策という中で、要配慮者についてあらかじめ民生児童委員等の協力を得て、自主防災組織や町内会等に対し、その実態を把握しておくように指導するものとするというふうに書いてありますので、その指導するというのは、町が行政区に対してそのようなことを指導させているんですかということのお伺いです。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

済みません、かみ合わなくて申しわけないんですが、県の要旨になっている、町のほうでは民生児童委員の中のマップには入っていない対象外の方々、要するに外国の方々とか、そういった方々についての把握があるかということがまず第一ですね。おっしゃっているのは。それの把握はしております。把握はしております、それで町のほうではそこまでは把握はしているんですが、その方についてのマップ、援護マップはちょっとそこの対象から外れていると、その人たちは。

それで、あと町からの指導がそういった方を把握をして、そういった指導がなされているのかということについては、基本的には防災計画に載っている中で、区長さんたちを通じてということにはなっております。ただ、それが具体的にどのときに、どういった形でというものについては、具体的にこの機会にこういうふうに指導していますということは現在まだはっきりやっていないというふうに、ちょっとあと確認し

ますが、私は思っております。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

どうしても私が防災計画の中を見て、考えてきた質問ですので、町のほうとしては防災計画にのっとってやるべきじゃないかと思うんですが、支援者、大和町災害時要援護者マップというものになっているので、これが該当しないとなりますと、防災計画自体の見直しが全体的に必要になってきて、くるのかなというふうに考えるんですが、ここいら統一するというんでしょうか、私が要配慮者、避難行動要支援者の名簿とかということを言っているんですが、町長のほうは大和町の災害時要援護者マップというような感じで、今までのつくり方を土台にお話しになっているということは、この計画でつくろうとしているものとまたちょっとずれが出てきているんですが、それはどういうことなんでしょうね。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

済みません、今回の質問に対しまして、防災計画というものはあるんですが、議員さんからのご質問の中で、この趣旨から読み取ったのが、避難マップといいますか、支援者に対するマップについての取り扱い、考え方ということで、ちょっと回答をやりましたので、その辺で申しわけない、食い違ってしまっておるような気がします。その上の上位計画といいますか、防災計画というのがあるわけですけれども、そちらからとの整合性という部分で、ここの回答とは今野議員さんが求められておられる回答とは趣旨がちょっと違った回答に全体的になってしまっているという部分がございます。大変申しわけなかったと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

あくまでも計画のほうでは、支援者の名簿をつくり、そしてそれをその方々の中で個別に支援の計画表をつくって、そして要支援者の方々を支援していこうじゃないかというふうな形で載っているように、私には読み取れたんですね。ですので、その頭で今回ちょっと質問考えていたんですが、このように計画の面とお答えする面が食い違いが出てきておりますので、私も当惑しているところでございますが。

名簿について、じゃあ、答弁書のほういただいた中で質問させていただきます。大 和町の災害時要援護者マップというものが、民生委員、児童委員、あと主任児童委員、 あと協議会事務局及び総務課危機対策室に一部ずつ保管しておるというようなことな んですが、これが有事の際にそれを使って支援をするという形になっております。も し、有事の際というふうなことになる場合、その名簿を持っていらっしゃる方が支援 に当たられるというふうなことになるんですか。

議 長 (馬場久雄君)

今野議員、時間あれなので、暫時休憩したいと思いますので、よろしくお願いしま す。

暫時休憩します。

再開は、午後1時といたします。

午前11時56分 休 憩 午後 1時00分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番今野信一君。

2 番 (今野信一君)

先ほど私の質問だけで終わったような気がしますが、前回の質問とちょっと変えまして、大和町の災害時要援護者マップというものが町にはあるというようなことです。 それを民生委員、児童委員、主任児童委員、協議会事務局及び総務課危機対策室で一部ずつ保管している。これを有事の際に活用されるということなんですが、今回台風 10号が接近した際、8月30日の10時56分に大和町避難準備情報が出されました。それに際しまして、このような名簿がどのように扱われ、活用されたのか。そしてまた、昨年の9月11日、そういったときにはどのような活用のされ方がなされて、実際運用されたのか、それをお伺いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

名簿の活用ということでございますけれども、この間の台風のときについては、この名簿は使用しておりません。使用するという段階までいきませんでした。また、9. 11ですが、ちょっと確認しますけれども、あのときにつきましても夜の避難ということでありましたし、朝方からの避難解除は夕方といいますか、なったんですけれども、水ひいたということで町民の方々が帰られたこともありましたので、この名簿についての活用はこの間は使っていなかったというふうに思っています。なお、確認します。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

災害があった場合、特に台風の場合ですと、唯一予測ができる災害というふうに言われております。2日後にはこちらのほうを通るとか、大体の予測がされますので、それに合わせて準備というものができると思うんですね。ですから、これから段々ひどくなっていくということで、避難準備情報というものを出す、それで要支援、支援を必要とする方々に早目に移動していただく、そういった方々をうまくカバーしてあげられるというような意味合いを持ってこういう計画がつくられていると思うんですが、そういったものを活用なされずに、名簿というものだけをつくっても仕方がないのかなと思うんですが、どういった段階になったらばその名簿というものが使われるんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

どの段階でという規定は特別ないというふうに思っております。ただ、今回の台風とかについて、確かにお話しのとおり、ある程度想定できるものであるということ、それと避難準備なり、避難指示、勧告というものがあるものですから、どの段階でこういったものを利用するとかという規定は特別今設けてはいない状況だと思っております。今後、おっしゃるとおり活用の方法について、統一した考え方を持っていかなければいけないのではないかなと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

せっかくつくられる名簿なので、そこいらのどういった段階で使われるのかということをはっきりさせておいたほうがよろしいかと思います。

そしてまた、もう一つなんですが、要支援者の中に各地区の中に、グループホームとか福祉施設があります。そういったものが地域の方々とうまく連携しているのかどうかということなんですが、私城内東なんですが、そこいら県の施設ですと、なかなか情報が、何人住まわれているとか、どのような状況の方なんですだとか、そういったのがちょっと把握し切れない部分がありますし、その施設内だけで避難時にはこういう行動をとるということで、連携されている地区もあるんでしょうけれども、なかなかそういう情報というものが地域のほうに来なくて、協力し合えるような段階になっていないところもあるのかなというふうに思うんですが、町のほうはどの程度把握して、災害時にはどのような支援策という、そういうようなものをお持ちなのかどうか、お伺いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町のほうで人数的なものとかについては、先ほど申し上げましたトータル的な人数

の把握ということはしておるわけでございます。また、そのことについての名簿についてはさっき申し上げました、いろいろ了解をもらうとか、そういったことがあって、全部ではないところですけれども、把握はしておりますけれども、その方々の様態について、詳細にお一人お一人についてのところまでの、要介護何とかという部分ではわかるわけですけれども、どういった状況でという詳細までは、なかなかつかみ切れていないんではないかというふうに、私は感じております。ちょっと後確認したいと思いますけれども。

そういった状況ですので、その辺については施設の方々の連携、あるいは地元の 方々との連携ということについても、先ほど言いましたけれども、名簿と同じで全て が有効につながっているというふうには、なかなか思えないところがあります。ただ、 今回岩手県の岩泉のような件もございますので、大和町ということではなくて全体的 な見直し、そういったことに対する対応についていろいろ協議をする必要があると。 新たな課題として、浮き上がってきたのではないかというふうにも思っております。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

福祉施設のほうも今回の岩泉町のグループホームの件に関しましては、いろいろ見直しなんかも出てくるのかなというふうにも考えます。平時の場合ですと、やはり七、八人とか10人近くの利用者さんに対して、職員1人が入って、活動ができたとしても、やっぱり災害が起きた場合なんかには、そういう対処ができる、本部からの応援が来るにしても、遠くにありますとそういったことがスムーズにできない場合が出てくると思いますので、やはりそうなってくると近くの地域住民の方の協力とかも必要になってくるんじゃないかなというふうに思われますので、そこいらの配慮のほうをよろしくお願いというか、施設のほうとうまく話をしていただきまして、地域との連携というものを模索していただければというふうに考えます。

今回このような防災関係のことをお話しさせていただいたのは、総務常任委員会のほうで6月に県外視察ということで北海道の上富良野町のほうにお伺いして、いろいろお話を聞いてまいりました。上富良野町は十勝岳を近くに持っておりまして、その噴火が30年に一度の周期ということで、30年目がもうそろそろ来ようとしております。そこで、大分いろいろな計画というものをしっかりつくってやっておるところでござ

いまして、先ほど来話している名簿ですとか、要支援者に対する支援の仕方ですとか、そういったものを条例化して、名簿作成もそれにも基づいてやっておくような、個人の避難計画に関しましても、誰々がこの方の支援をするというものをはっきり、大和町のほうでもそういう計画というものがあるようですが、そういったものをはっきりさせて、支援計画をつくっているようでございますので、そういったようなものを勉強してきて、我が町はどうなのかなということで質問させていただきました。総務常任のほうでは、いろいろそういう資料なんかも持っておりますので、そういった部分も活用できれば、どうぞお使いいただきまして、よりよいものにしていっていただきたいなと思います。

先ほど町長もご挨拶の中で、今後に備えまして一層万全の体制を備え、対処していく所存であるというようなことを災害対策のほうでおっしゃられておりますので、どうぞそちらのほうをお願いしたいなというふうに思います。要望という形ですが、ひとつ町長、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

自然災害というのがいつ起こるかわからない災害でございます。上富良野町、今回 台風で被害に遭われているということですが、お見舞い申し上げたいと思いますが、 噴火とか、地震、宮城県沖地震は何年後に来るみたいなものがあって、対応をずっと やってきておりました。そればかりではなく、このごろ台風とか、局地的な豪雨とか、 当然ですが来るということでございます。災害対策については、準備という言い方も 変なのですけれども、ある程度周期的に来る、さっき言った噴火がある程度周期的に 来る、地震がこういう形で来るというものに対する対応がどうしても主にやってきた 経過があったような気がいたします。

今自然災害については、そういう思いでやるだけではなくて、何が来るかわからないというような危機意識をしっかり持って、これからも取り組んでいかなければいけないと、なおさらそういうふうにやっていかなければいけないというふうに改めて感じておるところでございます。いろいろご指摘いただいておるところも十分参考にさせていただきながら、安全な地域づくり、これからも進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

どうもありがとうございます。

それでは、第2件目のほうに移らせていただきたいと思います。

防犯対策の充実について

基本目標である自分たちの町、地域は自分たちで守るという意識のもと、みんなの協力で防犯対策や防犯体制の充実強化を図り、犯罪のない町の実現を目指すについて、次の3点をお伺いします。

1つ、大和町安全・安心まちづくり条例に基づき、町民の防犯意識の向上を図るための取り組みとしてどのような施策を行っているのか。

2つ目、主な取り組みの中に、防犯パトロール隊や小中学校健やかな子供たちを育む町民会議等が連携協力した地域ぐるみの防犯活動の強化とありますが、その内容は。 また、それらの団体をネットワーク化して、連携する考えはないのでしょうか。

3つ目、防犯対策の充実で、防犯協会が地域の防犯活動を推進していく内容になっていますが、防犯協会が行っている防犯事業はどのようなものがございますか。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまのご質問ですが、初めに大和町安全・安心まちづくり条例は、犯罪のない町民が安全で安心して暮らすことができるまちづくりのために、町民一人一人がみずからの安全は、みずからが守る。地域の安全は地域が守るという意識を持って、町、町民、そして事業者がそれぞれの役割を分担して、相互に連携共同により、安全で安心な地域社会を実現することを基本理念といたしまして、平成19年12月10日に制定されたものでございます。

条例化の背景には、平成17年6月に、犯罪対策閣僚会議及び都市再生会議合同会議 におきまして、安全・安心全国展開プランが決定されたのを受けまして、平成18年2 月にみやぎ安全・安心活性化プランを策定しましたことから、平成18年8月に、大和 町警察署から黒川管内におきましても、プラン実現に向けての協力要請があり、黒川 地区安全・安心まちづくり協議会の設立と、プラン作成及び条例化、条例制定化の要 請があったものでございます。

安全・安心なまちづくり条例は、黒川地区4町村が制定をしておりまして、取り組みの1つといたしましては、平成21年度から全国地域安全運動に合わせて、黒川地区防犯協会連合会と大和警察署の共催によりまして、自主防災活動の活性化と安全・安心まちづくり気運の高揚を図るために、地域住民、企業、自治体、警察等が一体となった黒川地区4町村地域安全の日、出動式を毎年開催しておりまして、黒川地区全体として大和警察署の指導のもと、防犯対策に取り組んでおります。

次に、防犯パトロール隊や小中学校健やかな子供たちを育む町民会議等が連携、協力した地域ぐるみの防犯活動の強化についてでございますが、地域の防犯対策は、大和町防犯協会を中心に、各地区の防犯協会や各行政区、学校、PTA、婦人防火クラブ等関係団体からなる地区防犯パトロール隊が通学の見守り活動や、防犯パトロール、防犯意識の向上を実践され、ご指導いただいております。

一方、健やかな子供を育む大和町民会議につきましては、子供の健全な育成を目的といたしまして、各地区の区長会長、民生委員、児童委員、小中学校の校長先生、PTAの正副会長さん、大和町の消防団長さん、また大和警察署長さん等の委員で組織しておりまして、防犯活動といたしましては、委員とボランティアの協力によるまほろば夏まつり時における巡回指導を実施しております。地区防犯パトロール隊の構成団体と重複も多くなっておりまして、実体的には緩やかなネットワークが構築されているものと思います。

今後、さらなる防犯対策の強化を図るために、連携強化を働きかけてまいりたいと このように思っております。

次に、防犯協会が行っております防犯事業についてでありますが、大和町防犯協会の事業といたしましては、総会終了後の大和警察署によります講習会、各支部に対しての助成金及び防犯ベスト、防犯パトロール用マグネット等、資機材の配布、子供たちの下校時間帯に防犯無線による広報啓発を行っております。また、各支部の事業といたしましては、吉岡支部では月2回の夜間パトロール及び防犯パトロール用の資機材の購入、宮床支部では月2回の夜間パトロール、防犯パトロール用の資機材の購入と、毎月1日と15日のパトロール隊及び消防団と協力して、子供の登下校の見守り、吉田支部では月2回のパトロール隊との協力による夜間パトロール、子供の登校時の

見守り及び啓発活動の旗の設置、鶴巣支部では月2回の夜間パトロールと防犯パトロール用の資機材の購入、落合支部では月2回の夜間パトロールと防犯パトロール用の 資機材の購入など、それぞれ地域の特色を生かした防犯活動を行っているところでご ざいます。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

防犯面の関係なんですけれども、第四次総合計画の第6章災害に強く危険の少ない 安全のまちづくりというような章がございまして、防犯対策の充実や、施策展開の方 針と主な取り組みの中、いろいろなものがございますが、そういった中心となるよう なものを探したんですけれども、防犯協会の全戸加入を奨励しているというような文 面がございました。防犯協会は、各戸が入るものなんですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

強制とかそういうことではなくて、任意といいますか、入っていただける方、ご協力いただける方に加入していただくという形で、強制とかそういうものではないと思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

大和町の防犯協会の会則というものを見せていただきましたらば、第4条のほうで、本会は大和町居住者をもって会員とするというような項目がございました。それと、 先ほどの全戸加入を奨励するということはちょっと内容が違うのかなというふうに考 えたのですが、どういうふうになっているんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

居住者ということで、大和町に住んでおられる方ということでありますけれども、 それが全戸という意味合いではないというふうに解釈をしています。住んでいる方々 によってといいますか。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

ということは、居住している方で、防犯協会に入りたいという方を入れるということですよね。そういった方はどのぐらいの数がいらっしゃるんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ちょっと人数の資料につきましては、私ちょっと持ってきておりませんし、ちょっと持っていないということですので、後で確認をしてご報告させていただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

大和町の居住者をもって会員とするというふうに書いておりますが、計画のほうでは全戸加入を推奨するということで、こういう文面いつぐらいからあるのかなと思ったらば、豊穣なる外野を目指しての時代からそういうようなことが書かれておりまして、きょう渡された新しい計画の中にもその文面がそのまま載っておりました。犯罪のほうはというと、意外といろいろ変わりまして、20年前はなかったような児童に対

しての不審者ですとか、あとスマートフォンとか携帯を使ったような盗撮とか、そういう犯罪とか、特殊詐欺とか、いろいろなものが出ております。そういったような計画の中のほうがちょっと時代に沿っていないような形で見受けられたんですが、どのように思われますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

犯罪の形態といいますか、そういったものについてはどんどんという言い方おかしいですけれども、変わってきているんだというふうに思っております。それで、前の計画の中から少し違ってきているという部分があれば、それは今後見直しの段階とかのときに、見直しをしていかなければいけないというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

児童に対する声がけとか、そういうような事案があるので、必要に迫られてPTAでは防犯パトロールを行ったりとか、教職員の間でも車で見回りをしたりとか、あと地域のほうでも防犯パトロール隊を結成したりとか、そういうような動きで子供たちを守ろうとかいう動きになってきていると思うんです。本来ならば、防犯協会というものがあるので、そういったところが中心となって各団体で行われているような防犯活動というものを掌握して、やっていけないものなんだろうかというふうに考えるんですが、そこいらはどうお考えでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

どこかまとめるところがあって、こう広げていくというお考えなのかなと思います。 そういった考え方も大切だと思います。ただ、今防犯協会と関係団体という方につい ては、メンバー的に意外に重複している方がおったり、防犯協会、何とか協会単独でというよりも、結果的にはさっき緩い連携と申しましたけれども、そういった状況もあるんだというふうに思っております。それで、地区によっては消防団の方々がやってくれているところもありますし、あと地区と連携をしてやっているところ、新しい事件という言い方もおかしいんですけれども、例えば見回り隊とか、地区地区でも地区の方々、あるいは区長さんを中心とした方々、防火クラブいろんな方々がそれぞれにやっておられると思っております。

さっきも言いましたけれども、独自の活動の中で、今活動されているところでございます。基本的にこういった事件が今後これまでふえてきているので、こういった対応をというような基本的な考え方を皆さんと共有するということ、そういう場としての大切さもあると思います。協会のほうで今こういった危険があるとか、こういった情報があるとか、そういう情報を流すという役割も大切だと思っております。

今ここで、地区地区でそれぞれの独自のものをやっておられますので、そのことを 尊重するということも大切だと思っておりますので、強制的ではなくて、こういった もの、考え方、方法があるというような情報を共有するための発信の場といいますか、 そういう形での活動という方法もあるのではないかというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

いろんな活動をしている人たちがいらっしゃるんですが、先ほど町長も言ったように重複されている方が結構いて、結局ベストが何枚も寄こされて、こっちを来たり、あっちを来たり、きょうの集まりはこっちのほうだというような形でなって、総務課のほうでもやる、教育総務課のほうでも何かそういうようなものがあると、ちょっとした無駄というようなものが出てきているのかなと。そういうのが1本でできれば、あっちは緑色のベストだったりとか何とかと言って、いろいろなユニフォームでまちまちになるよりは、統一したような形で町として取り組んでいけるものがあれば、物すごくすっきりしていいんじゃないかなと考えるわけですね。

ですから、各団体で自主的にやるというのは、大変立派なんですが、そういったものを掌握して、1本化して、無理無駄を省いてより強固なものにしていくというような、そういうネットワークづくりというものが大変必要なんじゃないかなと思います。

防犯協会というのは、やはり主は消防関係のほうかなと、そちらのほうの活動という ものと兼務なされるというのは大変仕事量的なことを考えても、大変なことじゃない かと思いますので、防犯協会のほうの枠組み、全戸に加入を勧められるぐらいだった らば、実際やっている団体があるならば、その方々が加入していただいて、組織とし ての枠組みができないだろうかと考えたんですが、町長はいかが思いますでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず資材といいますか、物品といいますか、いろんなものについてのお話、確かに そういうのについては一緒に統一をしてやるということのほうが無駄もなくやれるん だろうなというふうに思ったところです。どこでとりまとめという問題が出るにせよ、 重複してそういうのがあったりすると、それは無駄ということになりますので、連携 が大切だなというふうに思っております。

それから、会員といいますか、隊員といいますか、実際やってもらう方について、多くの方々に入ってもらって、さっきの全戸ということではなく、住民皆さんにご協力をという形の趣旨でやっておりますので、多くの方々に入ってもらうということについて、これは協力をぜひよろしくお願いしたいというふうに思います。そこにだけ特化してこれだけというやり方で、なかなか定期的、継続的にやるというものについては難しいといいますか、今やってもらっているのは非常に感謝しておりますし、ある程度組織力があって、そういった方々のご協力があって、例えば消防団の方々とか、甘えるわけではないのですけれども、組織力、行動力についてのご協力はこれからもお願いしたいと思っております。ただ、多くの方々に入ってもらって、みんなで協力しながらやっていくということにつきましては、議員のお話のとおりだというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

どうしてもそういう防犯、みんなで子供たちを守っていきたい、子供たちだけでは

なくていろんな犯罪があるので、そういったものに対処できるような組織があったほうがいいと思いますので、まとめられるような形で進めていただければなというふう に思います

ちょっと話戻るんですが、全戸加入を推奨しますけれども、そういったPRはやっているんですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

全戸加入のPRといいますか、募集といいますか、そういったものについて特別広報でどうのこうのということではやっておらないですね。皆さんに声がけをしてもらっているという中で、今現在は進んでいるところです。

議 長 (馬場久雄君)

今野信一君。

2 番 (今野信一君)

であるならば、やはり出来上がっている防犯を考えている団体というものをちょっとうまく利用するようなのも、手かなというふうに考えますので、そこのところよろしくお願いして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

以上で、今野信一君の一般質問を終わります。

次に、9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

それでは、通告書に従いまして2件6要旨、質問させていただきたいと思います。 まず1件目でありますけれども、ふるさと納税制度の現状と今後はということであ ります。

本年4月1日より、返礼品を準備しましたふるさと納税制度が本格的にスタートい

たしました。多くの方々に賛同いただき、地方創生に向けた前向きな取り組みが期待 されるところでございます。開始後の現状と、今後の進め方に関し、町長のご所見を お伺いするものであります。

1つ目、納税件数、金額と、現在かかる費用は。

2つ目、ふるさと応援基金をいつどのように運用していくのか。

3つ、いわゆる企業版ふるさと納税、正式には地方創生応援税制、これが始まった わけですが、これへの準備状況はという点に関して、お伺いをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ふるさと納税制度の現状と今後でございますが、ふるさと納税制度につきましては、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するため、平成20年度の税制改正により創設され、実施されております。

まず、大和町のふるさと納税への取り組みといたしましては、本年度4月1日から 大和町へふるさと納税をしていただいた寄附者に対しまして、大和町産のお米や仙台 牛などの特産品を返礼品として送付することとし、ふるさと納税の魅力の充実を図る とともに、ホームページやふるさと納税ポータルサイトを活用したPRを行っており ます。9月1日からは、寄附金のクレジットカードでの納付につきましても対応する ことといたしております。

1点目の納税件数、金額とかかる費用の状況でございますが、平成28年度における 寄附件数と総額につきましては、8月25日時点で、148件、426万円となっております。 また、これに対します費用でございますが、返礼品の商品代金が約154万円、送金料 が約25万円、送料です、失礼しました。送料が約25万円、インターネットのポータル サイト利用料が3万6,000円で、合計いたしまして約182万円、寄附金総額に対しまし て42.8%の費用がかかっておるところでございます。

2点目のふるさと応援基金をいつどのように活用していくのかについてでございますが、現在寄附金につきましては、ふるさと応援基金への積立を行っており、納税者の方より寄附をいただく際に、その使途につきまして、対象事業を示していただいております。内訳につきましては、第1号の自然が豊かで、人と産業が元気なまちづくりに関する事業が40件、134万1,000円、第2号の子供や高齢者にやさしい安心なまち

づくりに関する事業が34件、80万4,000円、第3号の安全で快適な生活のある便利なまちづくりに関する事業、9件19万円、ご指定をされないものが65件の192万5,000円となっております。

今後、基金の積立額や該当事業を十分検討して、納税者の大和町を応援したい、ま ちづくりに貢献したいという意向を尊重して、応えられる事業に充当していきたいと 考えております。

3点目のいわゆる企業版ふるさと納税、地方創生応援税制への準備状況ですが、地方創生人口減少克服といった課題に対応するために、地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対しまして、企業が寄附を行うことにより、地域創生の活性化を図ることを目的に、企業版ふるさと納税が今年度より開始されております。開始されました。しかし、個人が好きな地方公共団体に自由にできる個人版ふるさと納税とは異なりまして、企業版ふるさと納税はまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として、事業を計画し、地域再生計画として国から認定を受けることが必要となります。また、計画事業に対しまして、企業の協力が前提となることから、今後企業から賛同を得られるような魅力的な地域活性化事業の検討や、企業への働きかけにつきましては、状況を見ながら対応してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

平成21年度から始まりましたふるさと納税制度でありますけれども、先ほどのご答弁にはありましたとおり、4月1日から148件で426万円ということでありますけれども、平成21年度から27年度の7年間さかのぼって見てみますと、15件の335万2,000円という金額から比較すると、やはり効果はあったのかなというふうに思われるところでありますけれども、特にかかる費用というところで、返礼品の購入費用及び輸送代、それ以上にポータルサイトの登録にかかわる費用が、先ほどのご答弁では3万6,000円ということで、比較的安価であったのかなというふうな思いがありますけれども、実際に今ご賛同いただいて、いただいている148件のうち、ポータルサイト経由での寄附がどのぐらいの件数で幾らぐらいであったのかお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ポータルサイト利用が全件だそうです。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

そういった意味では、ポータルサイトの利用が非常に有効であるのかなというふう に思いますが、来年以降、年間の費用で3万6,000円という扱いなのか、登録料であ るのか、そこをお伺いをしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この使用料につきましては、年間の使用料ということです。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

やはり広く不特定の方に見ていただけるポータルサイトの影響力に驚くばかりであります。返礼品がそもそものふるさと納税制度の趣旨とどうなのかという部分、私も疑問を感じる部分があるんですが、特に4月から8月までの間は返礼品といいましても、地元産品とは100%言い切れないものであったものかもわかりませんでしたが、特に担当課のご努力であるのか、9月からは町内のいろんな物産品が加わったりという中では、産業振興にも有効な制度になってきていて、非常にその点努力はされているなという思いでありますけれども、今後もさらなる商品の追加または発掘商品化という部分が重要になってくるのではないのかなと思いますけれども、今後どのようにその商品化に関して、商品拡大に向けて動かれるお考えなのかをお伺いしたいと思い

ます。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

商品といいますか、返礼品といいますかについてですが、結局何だかんだ言って、 地元のものということがやっぱり一番なんだというふうに思います。そういった中で、 これまでも地元の米とかやってきておりますが、まだまだ地元の農産物なり、工業製 品となるといろいろ難しさがあるようですけれども、そういったものがあるようです し、そういったものを発掘といいますか、やっていければというふうに思っておりま す。

ただ、定期的に来たのに全て応えられる対応ができるかどうかということもございますので、一概に全てができるというものでもないということで、そういうこともありますので、農産物であれば生産者の方々、農業団体と連携をとりながらということになりますが、特に地元のものについての商品の発掘をやっていきたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

引き続きいろんな商品化をしたい、または何か今あるものをブランディングしたり というような要望があれば、広くさまざまな情報を結びつけて、本当の町内物産品の 全国的な販売につながるような仕組みに持っていっていただければなというふうに考 えます。

ふるさと納税の今回の制度でありますけれども、いうまでもなく、平成20年に制定され、21年に施行されたふるさと寄附条例、これが根拠条例になっているわけであります。この中にうたってあるのが、自然が豊かで人と産業が元気なまちづくり、子供や高齢者にやさしい安全なまちづくり、安全で快適な生活のある便利なまちづくりということで、その当時の第四次総合計画上の一番上位に置かれていた項目がこの中に載っているのかなと思う中、先ほどのご答弁でいきますと、148件中、元気なという

まちづくりというところが27%相当、安心なまちづくりというところが23%相当、便利なまちづくりというところでは9件で約5%、特に指定がないという方が44%と、 先ほどの数字から計算をさせていただきました。

町長とも以前からお話しさせていただいているとおり、返礼品に余り偏った納税制度、もともとの趣旨からするとどうなんだという部分、私も疑問を感じているところがあるのと、そういう中でことし2月にまとめられましたまち・ひと・しごと総合戦略、これとの対比をしてみた場合なんですけれども、特に基本目標の1から3に関しては、今の条例にうたってある元気な、安心な、便利なというところに包含されるように思うんですけれども、地域づくり、地域の連携推進に当たる事業というのが、総合戦略の中にうたってあるんですね。どちらというと、今後大事な部分の交流人口をふやしていきましょうという内容がその中に放り込まれているわけでありまして、ふるさとチョイスに今回登録をされて148件のご寄附をいただいているわけですが、その中には地域、エリアで選ぶものと、そうではなくてあかじめ本当に商品から選ぶようなものもあれば、いやいや、こういう目的で使うんです、例えば本当に子供の教育のために使うんです、または保育施設の充実のために使うんですとか、目的別のチョイスもあるんですよね。

そういった意味では、ふるさと寄附条例の見直しが必要になっていくのかもわかりませんが、今後として目的別チョイスでご賛同いただいて、実際に大和町にお越しいただいて、さまざまな町おこしなり、観光なりの起爆剤になるような、目的別チョイスに当たるような事業も、今後検討していくべきでは、それがまた町長のもともとの思いのところになるんではないのかなと考えますが、どのようにお考えになりますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今のお話は要するに、返礼品というよりも目的、町で何に使うかというか、そういったものについて賛同いただける方、そういったものを具体に示して賛同をもらうというような、言ってみれば企業版みたいな話になってくるんだというふうに思います。そういう考え方も1つあるんだと思います。ただ、町のほうでこういったものをやるという、子育てとか例えばやった場合に、いろんな子育てのほうもありますので、もっと絞り込んだ中でやっていく、そして選んでもらうという方法あるというふうに思

います。それに賛同してくださる方が今3つに分けて、4種類ですかね、もっと分散 される可能性もあるという中で、こんなこと言ったら変ですけれども、基金としてそ れに集中的に同意を得られるかどうか、それだけ魅力的なものにしなきゃいけないと いう難しさといいますか、そういったものは当然あるというふうに思います。

現在のやり方とすれば、地域、町を選んでいただいているというのが返礼品を選んでいただいているというのがいろんな目的が今あるというふうに思っておりますが、本来の目的であるふるさと納税という、本旨から考えればそういった考え方も大切なんだというふうに思っております。そういうふうに移行することにつきましては、町としても具体的に絞り込んだこういったものをやっていくというような、明確なものを打ち出して、そして納税してもらう方々にその辺が明確に伝わる状況でやらなければいけないというふうに思っておりますので、今後そういう方向性も1つあるかというふうに思います。今そうであれば、すぐ切りかえというのはなかなか難しいのではないかと。両面からといいますか、そういった形でご協力、協賛いただければよろしいのかなと思います。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

私もまるきり返礼品をやめるべきだという話ではなくて、町内の物産品を育てるという視点で、併用することは大事であります。ただ、現状の目的となっております元気な、安心な、便利なという大きなくくりの事業で、詳細な事業がなかなか見えない中、じゃあ具体的にどれにしたらいいのという部分で、迷われて結果指定されていない方が多いのかなという印象を持ちましたのと、どちらかというと上の3つは今実際に住んでいる方にとって大事な話であって、あくまでも町外に住まれる方に賛同していただけるべき事業を立てていく必要性があるのであって、そういう意味で執行部サイドだけの責任ではもちろんないわけでありまして、我々議会も何らかいいものがということを考えなければならないときに、例えば「殿、利息でござる」に絡んだ何か観光地の観光向けの整備をしようとか、あとほかにはなく、ここにしかないものという意味でいくと、よく朝のNHKのニュースとかで映って、一番大和町で目立つ部分は、やっぱり七ツ森なんですね。七ツ森の観光に登山にいっぱい人来ていただけるように、定期的に遊歩道の整備をしようとか、やっぱり人にいかに来ていただけるかで、

この事業に賛同いただいていかに継続的にサポーターになっていただくのかというと ころが大事で、町内幸い大手の企業さんがいっぱいいらっしゃっている中、残念なが ら町外在住で勤務地を大和町とされている方もやっぱりいっぱいいらっしゃるはずで、 そういった意味では、目的にご賛同いただけるようなベースはたくさんあるのではな いのかなというふうに思います。

そういった意味で、決して返礼品をやめて切りかえるではなくて、物産業者さんの 産業振興を考えた上でも、それも準備をしながら、目的別でチョイスしていただける ような内容も検討していくべきではないのかなと思いますが、もう一度ご答弁をお願 いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

私も返礼品をやめるという話でちょっと言ったつもりはなかったんですが、並行してということだというふうに思います。そういった目的を絞った中でやるということですね。それは、そういう方法として1つあるんだろうなというふうに思いますが、先ほどお話のとおり、町外の人から賛同を得る、町内の人からも賛同を受けなければないわけですね。何と言ってもふるさとですからね。その辺の兼ね合いはあるんだというふうに思いますが、お考えとしてそういった考えも1つあって、絞り込んで、企業ふるさと納税がそうですよね。ある程度こういうものをやるんだという中で、それに賛同してもらえる方について寄附をいただくということですから、企業版に近いといいますか、そういった考えを盛り込んだという形だと思いますので、それも1つだと思います。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

それでは、2要旨目に移らせていただきたいと思います。

1つ確認でありますけれども、今現在の基金の積立額が15件分の335万2,000円ということでいきますと、まだ21年から始まって以来、まだ基金の活用はないというふう

に理解をしておるんですが、それで間違いがないのかという部分と、あと今年度でいきますと、148件の426万円の今現時点でのご寄附があって、費用で182万円ということでいくと、そこから費用分を差し引いた272万円が新たに基金に積まれるという理解でよろしいのか、確認をさせていただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

お話のとおり、これまでの基金、あるいはそのまま積んでいますし、今年度につき ましては、費用を差し引きの残金について、積立をするということです。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

これまで長年ずっと積みっぱなしであった基金であって、今後本当に町の将来のために、どういう活用をしていくのかという部分、非常に考えなければならない部分であるのかなと思いますが、基金でありますので、何らかの事業に当初予算等で基金からの繰り入れで事業を行っていって、予算の承認ということで議会にかかるという認識でよろしいのか、ご確認させていただきたい。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

この基金の使い方についてはそのとおり、金額が大きい、小さいというのが出てくるかもしれませんが、議会のほうには報告をしながら、使用していくようになります。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

ぜひ町の将来に向けた前向きな活用策を検討いただきたいと思いますし、我々議会 もどういった内容がいいのかというのを今後も調査、研究していく必要があるのかな という認識を持っております。

3件目の要旨に移りますけれども、今回この質問で一番認識をしていただいて、準備をいただきたかったのが、いわゆる企業版ふるさと納税でありました。申すまでもありませんが、国の規則において寄附の見返りとして、企業に対し経済的な利益を供与することは禁止されている税制改正であって、地方公共団体は企業が寄附により地方創生に貢献する自体が、企業にとってのインセンティブになるんだというような事業を考案して、民間の企業から地方創生に対する新たな資金の流れをつくっていくという意味では、非常に独創性、アイデアが試されるところであって、今の地方分権のところで騒がれているとおり、やっぱりアイデアがなければ格差が開いていくのではないかと懸念を持っている状況であります。

ご答弁書の中にも、国からの認定が必要だということで、もちろん認識をされているわけでありますけれども、既に税制改正後、8月2日時点で内閣府が何件かの事業を既に認証しております。もちろんご存じだと、新聞にも載っていますので、ご存じだと思うんですが、何件ぐらいの事業が認証されているか、お伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

済みません、この一覧表は持っているんですけれども、集計していない。102件ぐらいですかね。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

済みません、いやらしい質問だったかもしれませんが、ご回答のとおり、私の認識 と同じです。102件ございます。その中で特筆したい部分が、県や大きな市単位では なくて、町の行政も事業の認証を既に受けております、その中に。102件、という中 では先行している自治体もある中でありますので、特に本町の今の状況を見ますと、残念ながら工場なり支店は町内に立地はされておりますが、本店所在地は別だという企業さんがたくさんあります。ご承知のとおり、この優遇制度を受ける上では、あくまでも本店所在地が大和町外の会社さんが対象になりますので、そういった意味では先ほどの個人的なふるさと納税ではありませんけれども、納税いただけるベースは、随分あるんではないのかと思いますので、いろいろ商品開発含め、お忙しい中とは思いますけれども、早急にどういう内容があるのかなという部分を、調査研究していく必要があるかと思いますけれども、もう一度その必要性という部分に関して、ご意見をお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

事業を進めるに当たって、町で必要なことはやっていかなければいけないということです。それで、必ずふるさと納税ということではないと思いますが、こういった賛同をいただける方については、ご協力をいただく、そういったことだというふうに思っているんですが、企業さんのためにやるわけではなく、こちらの町のためにやるわけですから。そして、町として考えてこういった事業が必要なんだと、それに対して企業さんが賛同いただければ、どうぞよろしくお願いしますということで、国に申請するわけですから。ですから、そういった意味で企業のイメージアップとか、もちろん企業さんとしてはあるんだというふうに思いますけれども、まず町として必要なもの、それがふるさと納税に合致するといいますか、ふさわしいといいますか、そういったものになるかどうかというのを判断もしながらやっていかなければいけないというふうに思っています。

ただ、こういったものは言葉悪いですけれども、利用できるものについては利用させていただくということは当然でございますので、企業さんの意向とかもいろいろあると思いますので、そういったことも聞きながら、どういったものについてだったら賛同していただけるのか、企業企業で違うと思いますので、そのような情報も集めながらやっていかなければいけないというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

今企業さんにもちろん賛同いただきという部分はもちろんになりまして、税制改正でこれまで寄附額の3割が非課税対象になった部分を、プラス上乗せ3割で6割が結果非課税部分になるわけですけれども、結果4割に関してはあくまでも企業側の通常の生産活動からの出た利益分の寄附でありますから、利用というお話、多分先ほど町長されたお話多分、私の認識もあくまでも利用といっても賛同いただいてという部分の解釈だというふうに私も認識をしておりますけれども、ぜひ自治体でもちろんやらなきゃいけない部分があるわけですが、今後人口減少していく中で、企業法人ももちろん1つの人格というふうな扱いで、賛同していだいて、巻き込んで一緒にやっていただくというのが、今回の趣旨であろうというふうに思いますので、前向きな調査研究を望みます。ということで、大丈夫ですか。

議 長 (馬場久雄君)

浅野議員、2件目に移る前に休憩したいと思います。

暫時休憩します。休憩の時間は10分間といたします

午後2時02分 休 憩 午後2時13分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

訂正をさせていただきます。先ほどポータルサイト利用ということで、148件全部 というふうに申し上げましたが、148件のうち121件がポータルサイト利用でございま したので、訂正をさせていただきたいと思います。申しわけございません。

議 長 (馬場久雄君)

9番浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

それでは、2件目に移らせていただきたいと思います。

職員提案制度を活発化させるべきではという論点で議論をさせていただきたいと思います。

地方分権は、競争の時代と言われております。どのような事業を選択し、以下に創 意工夫をもって地域づくりを行うのか、1職員一人一人の一層の自覚と奮起を願うと ころであります。

このような観点で、職員提案制度の活発化が改善意識と本議場に出席をされている 三役はもちろん、管理職の指導力のあらわれなんではないのかというふうに私は考え ます。そういう観点で町長の所見をお伺いいたします。

- 1つ、過去3年間の提案件数と審査の結果は。
- 2つ、提案件数の目標を定めるべきでは。
- 3つ、人事考課につなげるべきではという点をお伺いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、大和町におきまして職員提案制度につきましては、大和町職員提案要綱によりまして、平成10年度から実施しておりまして、何度かの内容改正を経て、現在平成24年度から現在の内容となっております。

制度の目的といたしましては、職員の士気の向上と行政運営の能率化に資するとしておりまして、提案内容は本町行政の運営の改善と向上に関し、職員の自由な発想による内容としております。

提案は、個人、単独、または共同としておりまして、年間を通じての募集と、9月から10月の強化月間の定期募集型を設けております。優れた提案につきましては、金賞、銀賞、銅賞などにより表彰するものとなっております。

これまで128件の提案が職員から提出されており、うち41件が事業実施や事業見直しの形で採用に至っております。

過去3年間の提案件数と審査結果でございますが、提案件数は平成25年度が4件、

26年度が1件、27年度が8件でございまして、この3年間で表彰されたのが残念ながらありませんでした。

提案件数の目標を定めるべきではとのご提案でございますけれども、制度開始当初 は年間10件以上の件数がありましたが、ここ数年は四、五件にとどまっておりまして、 昨年は若干増加に転じたものでございます。この制度はあくまで職員の自主的な研鑽 の中での提案によるものであり、各課職員に対してノルマ的なものを課すものではな いと考えております。

制度開始当初は、4月から12月の募集期間を設けておりましたが、年間募集型と強化月間定期募集型の併用とするなど、改善を加えておりますが、今後も制度活性化のため、強化月間にはより協力に提案を呼びかけてまいります。

次に、人事考課につなげるべきではないかとのご提案でございますが、自治体によっては優れた提案の提案書は、人事記録に記載し、人事評価の参考としているなどの例も見られますが、提案をもってか、優秀作品としてか、あるいは政策への反映がされたものとすると、研究が必要だと考えております。町の職員のうち、30歳未満が約35%を占める中で、改善意識の強い職員を育成するためにも、職員提案制度を活用できる方法を研究してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

これまでの累計件数で128件の提案があり、事業の実施や見直しがあったものが41件と、総トータルで言われるとぼやけて見える部分がありますが、過去3年の実績データを見れば、25年が4件、26年が1件、27年が8件と非常に少ないのではないかと。なぜ少ないのと言われると、職員が絶対数で180強いる中で、もちろんグループ提案もあるわけで、もしくは班単位での提案もあるかとは思いますが、これだけの職員がいて、年間10件未満というところは非常に少ないのではないか、何らか出てこない理由があるのではないのかなというふうに推測するところでありますけれども、町長はどのようにお考えになられますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

出てこない理由というのは、なかなか難しいと思いますけれども、これまでもこのごろ1桁でありますが、平成10年からずっと類型的に見て、一番多くて年間15件というような件数がこれまで見てみるとあります。それが多いかどうかという問題もあるかというふうに思っています。いろんな提案ということで、何でもいいよといいますか、仕事にかかわること、そういう提案をしてもらっているんですけれども、どっちかというとトヨタさんとかで改善とかいったことをやります。ああいうのですと、作業上の何かやったりするもので、後ろを向くとちょうど手が届いたりとか、比較的そういうものが見つけやすい環境というのも、そういう現場だとあるのかなという気もしております。

役場ですと、どうしても事務事業というよりも、ちょっと事務事業の見直し、まちづくりとか、課題を大きく捉え過ぎるといいますか、もう少し楽に考えてもらってもいいのかなと思うんですが、どうしても町政に反映できるとか、そういうイメージがもしかしてあるのか、政策とかに反映するというイメージとか、そういうのがもしかしてあってなのかなという思いはしますが、ただそれが全てというふうには思いませんけれども、そういう部分があるのではないか。あと、現場とは違うところもあるんではないかという気がしています。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

私もその点、答えは持ち合わせておりませんが、なぜ少ないのかと考えていった場合に、まず職員サイドで見れば、考えられる点としては、職員お一人お一人が現状の仕事に問題意識がなくて、何も改善しないという改善意識が薄いという原因も1つあるのかもわかりません。それと、もう一方で受ける側の立場から見れば、提案を出してくる直属の課長なり、またはそれを受ける総務課長なり、町長なり、副町長なり、上の三役の方々がなかなか受けづらいような、出しづらいような環境を出されているなんていうのも想定ができるのかもわかりません。

あと、職員の視点で考えれば、なかなか職員の定数条例からは下回っている中で、 いろいろ仕事が業務委託にかわっているという環境はありますけれども、定数条例か らすると、職員数の絶対数が少ない中、日常の業務に追われて、とてもそんな余裕が ないんだというような、そういった事情もあるのかもわかりません。

いずれにせよ、私が気になっている部分は、民間企業の発想からすると、先ほどトヨタさんの案件もありましたけれども、やっぱり日々やっている仕事で、ここをこう改善したら、こうよくなるんじゃないかとか、こういった案件とこういった案件をつなげたらどうなんだとか。また、自分の今現在の仕事の範疇ではないから、口は出し、余り出せないという思いもあるものの、さまざまな新聞報道、または本を読んだりして、ああ、所属の課ではないけれども、こんなことをやったらいいんじゃないのというのが自由闊達に出せる環境にひょっとしてないんではないのかなという点を、非常に危惧をしております。

そういった意味で、年度年度、特に今回は決算議会でありますから、昨年の予算が どうであったのかという部分は、PDCAのサイクルを回して、結果こう変えたほう がより効果的ではないですかというのを考えるタイミングでもあるはずで、そういう 意味で1つの制度としてこの職員制度があるんではないのかなという私は認識でいる んですが、よくお話をされるPDCAのサイクルを回した結果、こういうふうに改善 をしたらどうですかというような制度またはそういった局面が今あるのか、ないのか、 まずお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それぞれの事業についてのPDCA、その事業事業ではあります。ですから、それ それと言ったらおかしいですけれども、その事業についてはそういうことであります けれども、その事業と事業をつなぐ間とか何とかの改善ということになってくると思 いますので、町として取り組んでいる事業事業についてはそういったことはしっかり やれているというふうに思っております。そこは大丈夫だというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

もう一度確認なんですけれども、各事業事業の評価はありますけれども、何らかの 業務改善という中で、この提案制度以外のところで、以外に、こういう改善をしたら どうですかというような提案なり紹介報告をする場は、今ないのでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

そういう特別な場は設けておりません。ですから、こういうのをやったらというのを出し合って、改善の場ということではなく、ただ庁議なりそういったときにいろんな意見が出る中で、そういったことが出ることはあるということでございます。我々もいつ来たらだめ、いつ来たらいいというふうなバリケードを張っているわけではございませんので、ご意見、あるいはいろんな方々からご意見があった場合には、私に直接といいますか、職員の方を通じて来るとかで来てはおりますが、改めてきょうは聞く時間を設けますというやり方ではなく、やっているところです。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

現行制度ではなかなか難しい、もうちょっと別な意見交換の場がもしかすると必要なのかなというふうにもちょっと今考えましたけれども、大きな話のどんな事業がいいんだという話以外に、もう少し身近なところになるかもわかりませんけれども、さまざま日常やっている業務でこう直していったほうがいいとか、または自分がこういうふうなところで危なく失敗したみたいな、民間会社で言うヒヤリハットの改善事例みたいな、そういったものを盛り込んだ、あるたまたまその部署でミスを起こしそうになった部分、じゃあほかのところの課であり得る話もあるでしょうから、そういったところを水平展開するような職員さん同士の意見交換の場という部分が、あってもいいんではないのかなという気がして今お話をお伺いしておりました。

民間企業でのお話をすれば、やっぱり日常業務への改善の意識、または改革意識、これの1つのKPIが、改善、報告の件数であったり、または改善に要した費用から効果額を引いた本当の実効果であったり、そうやって毎年毎年の厳しい予算の中、ま

たは競争の中で打ち勝っていく中で、企業を継続させるという意味で努力されている のが民間企業ではないのかなと思います。特に、地方分権言われている時代、住民参 加選択創造の時代と言われているのはもちろんでありますけれども、そういった中で 役場は住民に役に立つ場として、一段と地域を管理して、経営する意識と機能を高め ていく必要があるんではないのかなというふうに考えます。守りの行政から、攻めの 行政に転じていくような取り組みがなければ、今言われている地方分権の実現という ところをみずから否定しかねないのではないのかなというふうに思います。

そういった中で、役場を見たときに、地域社会にとって最も大きな組織体が役場ではないんでしょうか。特に人材はもちろん、財政力、あとは情報収集力、または情報発信力、これを兼ね備えた大和町で見た一番大きな組織で、そこにいる我々含めた職員が地域振興の先頭に立つというような意識を持たずに、単なる事務屋でいいんだというような形で閉鎖的、消極的に陥る話であれば、地域における人づくりであるとか、職員の活性化であるとか、内発的な中からこういうのをやったらいいんじゃないのというような事業が起こってこないんじゃないのかなというふうに危惧している次第です。

本当にさまざまな入ってくる豊富な情報と、人材を決して改革意識を持たない職員というふうに私は思っていませんから、そういったやる気のある職員を総動員して、単なる事務屋ではなくて、地域経営の視点に立った、本当にシンクタンクですと、頭脳集団ですというような扱いで職員一人一人に、十分に力を発揮してもらえるような制度として本提案制度も出来上がっているのであろうというふうに信じておりますし、目的にも職員の士気の向上、行政運営の効率化に資するということを目的にしているわけでありますから、ぜひ活発化を図るべきではないのかと、また意見交換の場としてヒヤリハット含めて、見直しが必要であれば見直す部分、見直しを検討すべきではないのかなと考えますが、町長もう一度お考えをお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほど申しました改めてそういった改善すべきことについての場を設けておりませんと私は申し上げましたけれども、これは私に対してでありまして、課内とかそういったところでは当然そういったことはあるわけですね。失敗しそうなこと、ヒヤリハ

ットしたこと、それは課内で話し合って、調整して改善していくということは当然やっているわけでして、改善意識がないとかそういうことは全くないということです。 誤解されないでください。

それで、私が申し上げたのは、私が主催をして、私に対してそういったヒヤリハットしたことを言う機会は私が持っていないということですから、しっかり課長等、みんなちゃんとやっておりますので、そこはご安心いただきたいということです。

それから、全てに関してのお話ですけれども、当然町としての役割、これは町をつくっていくという役割を担わせてもらっておるわけですから、職員一人一人がしっかりした意識を持って取り組んでおります。その成果がこのごろ出てきていると思っておりますし、これまでの町民の方とか議員さんのご協力ももちろんあったわけですけれども、職員の大変な頑張り、またはそういった思い、計画が実を結んできているんだというふうに思っております。もちろんこれでいいというふうには思っておりません。もっともっとよくなる、していかなければいけないというふうに思っております。

そういった意味で、職員が提案制度についての提案件数は少ないわけですけれども、まちづくりに関してというのは、また提案者とは違った形の事業計画とかやっておるわけですから、これと提案制度の件数が少ないのと、まちづくりとは別の観点といいますか、提案制度につきましてはあくまで今やっている中での、やっている仕事とはちょっと違った視点があるというふうに思っていますので、ですからもちろんどんどん出してもらいたいということはありますけれども、このことがまちづくりを停滞させるとかいうことは全くないと思っておりますし、その辺はこれからもしっかりやっていきたいというふうに思っております。

なお、意見の交換の部分については、先ほども言いましたけれども、課内での毎朝の打ち合わせもしているわけですから、少し大きいなんて言い方もおかしいかもしれませんけれども、それは予算が絡むとか、我々の判断が必要だというときにつきましては、課長なりが提案者と一緒に我々のところに来るとかになってくると思いますし、下からの積み上げでやっているところでございますので、そこは誤解のないようによろしくお願いしたいと思っています。ただ、おっしゃるとおり、意見の風通しがいいということは大変大事なことですから、これは今もやっておりますけれども、これからも風通しよくいろんな意見が出せて反映できるような、こちらも対応をしっかりやっていきたいと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

あくまでも私も誤解しているつもりはなかったんですけれども、まずヒヤリハット のところでいくと、もちろん課内でやっていないはずはなくて、特に新しく何らか考 えたほうがよくないですかと言っている部分は、たまたま例えば教育総務課であった ヒヤリハットの事例が、同じような現象で例えば保健福祉課にも影響し得る話もあっ て、あくまでも課内だけで済ませていい話と、課をまたいで認識をしてもらったほう がいい話とあるはずで、もちろん課長の力量の中での運営される中で、課内で回した、 クローズしちゃったほうがいい話ももちろんあるのかもわかりませんが、課を横断的 にお話しできるような仕組みも必要なのではないのかなというふうに思った部分と、 あと提案件数が少ないことイコール事業の運営やっていない話ではないですという部 分、それも理解する部分はあるんですけれども、それはそれで、とはいえ、じゃあ実 際に何らかの問題意識を持って、こういうふうに変えたほうがより効果的な予算の執 行じゃないですかと意識を持たれている職員の努力の度合いを、何らかの形で残して、 それがイコール人事考課につながっていくことが公平な人事考課であって、それの一 番最たるもので今制度上あるものが提案制度なんではないのかなという認識でいたの で、少ないことを問題視をしておったんですけれども、そういった意味では多く、ぜ ひ今月は強化月間としているわけで、多分今月強化月間としている理由としても、特 に決算議会があったりという部分も1つの要因になっているのではないのかなという ふうに思いますけれども、そういう意味で2要旨目の目標を定めたほうがいいんじゃ ないですかというものに対して、あくまで自主研鑽的なものなので、ノルマは課す必 要はないですというお話でありましたが、ノルマではないですけれども、自由闊達に もちろん課長で却下されるもの、または総務課長で却下されるもの、副町長で却下さ れるもの、教育長で却下されるレベルのもの、いろいろあるかもわかりませんが、自 由に出せる雰囲気、風土、風通しという部分も、私は見ていて必要なのではないかな というふうに感じるんですが、もちろん活発化させる上では、ノルマではありません が、課内から何件ぐらいとか何か目標がないとなかなかお尻をたたかれないとやれな い、またはやりたいと思っても、ほかの人が出さないから目立つから出せないみたい な、そういった空気になり得る可能性もあるなと思うので、申し上げたんですが、も う一度目標ぐらいは設定されてはいかがでしょうかという件に関して、ご見解をお伺

いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず、この提案につきましては、職員の方から提案がされますが、決して一次審査とかがあるわけではなくて、課長さんに判こをもらって次にいくとかいうものではなくて、一発でと言ったら変ですけれども、検討委員会のほうに全部上がるものです。ですから、途中の段階でそれは却下されるとかではなくて、提案されたものは全部審査の対象ですか、審査のほうに来るというシステムになっておりますので、事前に相談するか何かはまた別として、そういうシステムになっております。

それから、目標ということですが、確かにいつも少ないから今度5つぐらい出しましょうかと、そういった1つの考え方としてはみんなして、このぐらい出すようにしましょうかというようなものは、全く否定するものではないんですけれども、ただ何件ずつ課から出しましょうというと、逆にどうしても出さなきゃないというものについて、何かそういう言い方は悪いけれども、出さなければならないから出してしまったとか、そういうものになってもちょっと逆のプレッシャーになるかなということもあります。大きな意味での今年度は去年よりオーバーするぐらいの目標をみんなで持とうというようなそういった目標の設定とかそういうやり方もあるというふうには思います。

議 長 (馬場久雄君)

浅野俊彦君。

9 番 (浅野俊彦君)

目標云々かんぬん確かに民間企業の発想とちょっと違うのかもわかりませんが、ある意味人間けつをたたかれないとやれない部分もある中、一番設定する、しない以上に、1職員の方々に問題意識を持って、今が正しいのかではなくて、何が正しいのか、時代の変化とともにいろいろ変わってくるわけですから、もちろん条例法令によってできない部分、もちろんあるのはあるでしょう。ただ、できる範囲内のところで、改善すべき点、または問題と考える点、これを自由に闊達に直属の係長であったり、課

長と議論していくことが、人を育てることではないのかなと。

特に、公職選挙法で選ばれる我々議員と、町長は永遠にその職にいるわけでも、もちろんいられるわけでもない可能性もあるわけで、職員力を落とさないということは、イコール今いる職員の方がやっぱり下を育てていく、下を育てていく上では、下の方、初めて入った方だからこそ見える目、だからこそ感じる点、実際に町民の方と一番触れられる、言ってみれば現場の声を知っているのが担当者であると思いますので、そういった意見を吸い上げられるようなことを、この提案制度のみにこだわらず、庁内でも考えていただき、今後のさらなる風通しのよさというところで職員をフル活用、フル活動してもらえるような状況をぜひ維持してほしいなと思いますけれども、最後に町長、もう一度ご答弁お願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今議員お話しの内容、きょう課長さんたち皆さん来ておられます。我々はいつまでもいるものでもないということでございますので、課長たちにしっかり引き継いでもらって、この気持ちをもって取り組んでもらうようにということで、みんな自覚したというふうに思いますので、よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

以上で浅野俊彦君の一般質問を終わります。

次に、1番千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

それでは、一般質問をさせていただきます。 2件3要旨について質問させていただきます。

1件目、幕柳大平線の舗装改良について。

平成28年度の事業として、幕柳大平線の舗装改良が決定している。9月から3月までで長さ780メーター、幅6メーターの測量設計業務を行うものである。幕柳大平線の舗装改良は、地域住民が切望していたことであり、期待も大きい。安心して通行や、横断ができる道路であってほしい。住民が望む道路と、実際にできる道路に違いがな

いことを願い、以下2点について伺います。

1件目、幅6メーターとあるが、大型ダンプや大型貨物車の往来ですれ違う場面が 多々ある。歩道等の確保は十分か。

幕柳大平線は、大平中地区を2分する道路であり、沿線には商店とスクールバス乗り場がある。道路横断は必須である。横断歩道の設置は。2件よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、幕柳大平線の舗装改良についてのご質問でございました。幕柳大平線は、 県道塩釜吉岡線と県道大和松島線を結ぶ延長約3.8キロメートルの1級町道でござい ます。沿線には土取の販売業者が多く、また一般車両も仙台と松島を連絡するルート となっておりますことから、他の町道と比して、交通量が多い路線でございます。 本路線は、昭和40年代の後半に、農免農道事業によりまして整備され、その後昭和50 年代に入りまして、公共事業の増加とそれに伴います土木資材、山砂ですね、の需要 がふえ、その調達先として本路線沿線の隣地が開発され、その運搬にかかわる大型車 両の通行量の増加により、舗装が損傷し、現在に至っているところでございます。

本路線の舗装構造につきましては、当時はL交通、これは1日に大型車両が100台 未満通行すると、そういった基準でされたものと想定されますが、現在の大型車両の 通行量につきましては、約1日800台となっておりまして、今回の工事におきまして その交通量に対応した舗装構造、B交通、これは1日1,000台未満の交通量対応とい うことになります。その構造とするものでございます。

特に、大型車両の通行量が多く、舗装の損傷も著しいため、大平中地区及び大平下地区の延長780メートルを道路整備計画に位置づけまして、防衛省の交付金事業を活用して、舗装改良事業を実施するものでございます。

したがいまして、幅 6 メーターとあるが、大型ダンプや大型貨物車両の往来で、すれ違う場面が多々ある、歩道等の確保は十分かにつきましては、今回舗装の損傷が著しい区間につきまして、現在の大型車両の交通量に即した舗装を構築する工事でありますことから、ご理解をいただきたいと思います。

次に、幕柳大平線は、大平中地区を二分する道路であり、沿線には商店とスクールバス乗り場がある。道路横断は、必須である。横断歩道の設置はについてでございま

すが、横断歩道の設置に関しましては、宮城県公安委員会の所管となっておりますので、所轄警察署の大和警察署を通じまして、設置に関しまして強く要望してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

今回の工事に当たっては、昨年の6月に門間議員さんから質問があって、町長の答弁で行うということで、早速28年度の事業に取り入れていただいたというふうな形だと思いますが、その前にも、その前後、平渡議員であったり、前議員であったり、地域振興協議会、交通安全協議会等々からいろんな形で要望が出ていると思います。同じ文面ではないので、表現の仕方は違うと思いますが、その辺の内容的なところは町長、ご存じでしょうか、お伺いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

全文覚えているわけではございませんけれども、舗装面が悪くなっているということ、直してほしいということ、交通量がふえておるので危険な状況であるから、早く直してほしいということだったと思います。

議 長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

地域住民の方も今車社会ですので、車は利用しますので、舗装面、壊れてくれば直 してほしいというのは当然であって、ただそれは1要因でありまして、実際地域の住 民の方はそこを歩いて通る、そういう場面で安全な道路を願っていると私は理解して います。今回、いろいろ調査していただいて、当時1日100台未満想定された道路を、 日に800台ということで、1,000台未満の目標にするという頑丈な道路にしていただく ということなんですが、町民求めているのが壊れない道路ではなくて、安全な道路だと私は理解しております。幅6メーター、今ありますが、実際道路の構成でいいますと、歩道等というところで、路側帯、両端の白線の外ですね、あれが一応歩道がない場合は、歩道という機能になる話らしいのですが、実際その路側帯の外側、カーブ付近では路肩まで回避場として使われている状態であります。その中で、安全である道路の確保というのが一番大切だと思いますし、今は舗装面が荒れている、損傷しているので、積載した大型ダンプなんかは、徐行するんですね。それが、例えば頑丈になった場合、徐行しなくなる。かえって危険になる。そんな感じがしてなりません。その辺、安全面ということで私は伺いたいと思います。町長お願いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今回は、お話のとおり舗装面を路盤を厚くするという工事でというふうにお話を申し上げました。かえって危険になると言われると、非常に困ってしまうのですが、拡幅となりますと、また用地の問題とかも当然出てまいります。そういったこともございますので、今回につきましては、防衛の事業を取り入れて、頑丈にしたことがかえって危険と言われたらどうすればいいか迷ってしまいますけれども、その辺については、ラインの引き方とかの工夫をすることで、対応できないかなというふうに思います。その辺はできるだけ安全という部分につきましても、今の範囲の中ではありますけれども、配慮をした中での工事、舗装事業にしてまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

今町長答弁のほうでありました安全に配慮した今後何らかの形をとっていただけるということですので、聞くところによると、3分割の工事で5年ぐらいかかるというふうに聞いておりますので、その中でぜひ回避場所等を、全部が全部歩道というわけにもいかないとは思いますので、そういうところで安全面には十分配慮した道路づくりをお願いしたいと思って、1件目を終わりにします。

次、2件目、小中学生の相乗りスクールバスについて。

スクールバスは、吉田・鶴巣・落合方面から大和中学校に生徒を送迎するものである。近年は生徒の減少により、バスの小型化や便数を減らす対応をしている。一方で、吉田・鶴巣・落合地区の小学校の低学年では、距離により公共交通機関がないため、自家用車による送迎である。自転車通学ができる中高学年においても、交通事情や防犯、獣の出没などで送迎をされている家庭もある。就労において、女性や高齢者の活躍が期待される中で、スクールバスの活用範囲を広げる必要があると思うので、考えを伺う。よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、小中学生の相乗りスクールバスについて、お答えいたします。

町内のスクールバスにつきましては、平成19年度の大和中学校開校を機に、大和町立学校通学バス通行管理要綱を定めまして、該当する生徒を対象に運行を開始し、現在に至っておるところでございます。コースによって、乗降する人数が減少した場合は、中型バスを小型バスに変更して対応しているところでございます。

現在の運行状況ですが、大和中学校では吉田コース、平日2コース、休日1コース。 鶴巣コース、平日3コース、休日2コース。落合コース、平日2コース、休日1コースの3コースになっておりまして、登校時平日は7便、下校時平日14便となっております。宮床中学校では、宮床コース、平日休日各1コース、もみじケ丘小野コース、平日休日各1コース、もみじケ丘杜の丘コース、平日5コース、休日2コースの3コースになっておりまして、登校時の平日7便、下校時の平日14便の運行を行っております。

スクールバスにつきましては、大和町立学校通学バス運行管理要項で、大和町立中学校の生徒が通学に使用すると規定され、原則として3キロメーター以上遠距離通学生徒を対象としております。現在の中学生スクールバスのルートにつきましては、大和町であれば遠隔地から吉岡地区へ向かうルート設定になっており、必ずしも小学校を経由するものではございません。

小学生の相乗りにつきましては、ルート設定の問題、小中学校では下校時間帯が大幅に異なること、長時間にわたる乗車時間になってしまうなどの課題が想定されます。

今後も、地域の保護者の方々等の見守りをいただきながら、学校では安全に児童が生徒や自転車で通学できるよう、朝と帰りの学級活動の際の交通安全指導、また学級だよりや学校だよりでの交通安全の取り組みについての具体的な紹介など、日常的に指導の充実に努めてまいります。

また、スクールバス運行に関しましては、バス利用生徒の安全・安心な通学の確保 に万全を期してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

今町長答弁のほうでいただきましたスクールバスのルートの件ですが、必ずしも小学校を経由するものではありません。当然のことでして、大和中学校に行く、宮床中学校に行くルートですので、小学校を通るとは限らない、そこは理解します。それと、下校時間が小中学校では異なる。カリキュラムが違うので、そこも違うというのは理解しております。

ただ、利用する側の視点で見ていただきたいんですが、特にお母さん方だとは思いますが、国の施策では女性の活躍ということで、今後とも、今後一層活躍を推進するというような話にもなっています。また、子供の貧困問題ということでは、6人に1人というふうに言われております。世帯収入をふやしたいと思っているご家庭も多くあると思います。その中で、朝夕、送り迎えに時間を割く、そのために職につけないとか、働きたいのに我慢しているというような方もおられると思いますが、そういう方のもっと働きやすい環境を整えるという意味では、必要なのではないでしょうかと思うのですが、町長いかがお考えですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

女性の活躍の場といいますか、そういったものに値することだというふうに思います。それで、また6人に1人の貧困というデータも存じております。また、これとこれを一緒に考えるというのはなかなか難しいところがありまして、そういったことに

ついての対応と、相乗りの問題を一緒にしてしまうと、相乗りの場合は通学する子供さんたちのことも考えなきゃいけないということですね。そのときに、今中学校に行くのにルートを、今も毎年変更しながら、当然生徒さんに合わせた形でやっているわけですけれども、これを小学生の方のところも回って、小学校経由で行くということは、全く不可能ではないと思います。時間とか無視すれば。ただ、逆に時間まで行かなければいけない、あるいは朝の出発時間の問題とかを考えたときにスクールバスでは対応が非常に難しいというふうに考えております。

中学校の状況につきましても、もっと早く乗ればいいという話にはなるのかもしれませんけれども、それについてはなかなか子供さんたちもそれこそ家庭のほうもまた朝早くなると、そういった課題が新たに出てくるということでございますので、先ほど議員がおっしゃっている女性の活躍の場とかについては私も考えますが、そのことだからといったときに、スクールバスの運行についてはまだ課題といいますか、難しさがあるんだなというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

ただいまの時間帯という話もありました。ただ、今後やっぱり周りの吉岡と団地、要するに団地以外は、もう児童が減ってくるのが見えている状況でありまして、これはもう五、六年前からに比べると、大分20人なり、30人なり減っているところもあると思います。そういう意味では、時間も短縮されていますし、小学生も今減っています。さほど開始、始まった時期から比べれば、トータルして時間というのはそんなに私は変わらないと考えます。

それと、いろんな時間帯のずれ、例えば帰り時間ではありますが、小学校は早い、中学校は部活があったりするということもありますが、ほかの放課後児童クラブだったり、児童館というところを活用して、時間を調整するとか、そういうような現在ある施設を活用して、運用しているものをアレンジすれば可能かなと私は思うのですが、必ずしも新しくいろいろつくるわけじゃなくて、今あるものでも十分考えを持っていけばできるのじゃないかなと、私は思うのですが、町長いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

利用する方々の理解と協力があれば、不可能ではないと思います。ただ、そのように朝早い時間帯に皆さんが協力をしていただけるのか。あるいは帰り時間帯、中学校に合わせができるのかといった課題の整理がどうしても出てくるというふうに思います。バスで送り迎えをする時間とかを考えなければ、それはできるんだと思いますけれども、一定の時間の中で余り遅くならないで朝早く出て、そういう課題の整理がどのようにできるかということだと思います。

議 長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

いろいろ課題はあるかと思います。ただ、要望する、望むものであればそれに合った対応というのはしてくれると私は思います。望んだものに対して、いろいろ苦情はあるかもしれませんが、まずやってみてもいいのかなと私は思いますし、そういうところも考えて、視点を利用する側に見ていただいて、そこで考えていただければ、利用する側もそこは理解してやるようにすると、私は思うのですが、結局視点を利用する側に見ていただいて、波及する効果というのもいろいろあると思います。実際行ってやった場合、もっと私もそういうふうにやってみたいというような利用したいというような方も出てくると思いますし、そういう中ではやっぱり施設、児童館が手狭になったりとか、いろんなその次の問題も出てくるかもしれませんが、やっぱりこういうことができるのは行政サービスだと思いますので、そういう視点でお考えいただきたいなと思いますが、町長ご意見お願いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

そういう視点で考えることについては、案としてこの時間でスタートをして、こういうルートで回れば、朝ですと8時何分まで中学校に着きますよという形の逆算した

形でのものはつくれるというふうには思います。それは、机上でもまずやってみて、それで皆さんがそういった体制でよろしいということであれば、それは決して不可能ではないというふうに思うのですが、正式にやったわけではないので、非常にこういう言い方は大変失礼かもしれませんが、やったときにかなり時間がまず動くということになりますので、中学校の方々とか皆さんがご協力いただけるということであれば、それは可能かと、さっきも申しましたけれども、というふうに思っています。ですから、そういう視点でということは考えることは十分できるんですけれども、試算をして皆さんに提案するということについては、できないことではないというふうに思っています。バスの人数とかという細かいこともありますし、あとはルートの問題、バスのルート決まって走っていますので、そういったこともあるので、おっしゃっていることは非常によくわかりますけれども、課題があるんだろうなというふうに改めて申し上げたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

まず机上でできる分に関しては机上でやっていただいて、検討をしていただくというのが非常に町民からすれば、まずできなくてもこういう考えがあるというふうに町では町民のことを思っているというふうに捉えられると私は思いますので、ぜひ検討していただいて、検討する機会、あとはPTA等いろいろありますので、先生方の意見もあると思います。施設運営する側のご意見もあると思います。ただ、何かを大きく変える場面では、やっぱり何かをやらなければ変わらないと思いますので、ぜひ検討していただきたいと私は思います。よろしくお願いします、町長。

議 長 (馬場久雄君)

答弁要りますか。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

議員さんの強いご希望ですので、検討してみたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

千坂博行君。

1 番 (千坂博行君)

検討していただけるということですので、いろいろ町民目線で、利用者目線で、いろいろ考えていただいて、もしできなくてもそういうふうに考えていただいていると町民が思えれば、それはまた別の意味でよかったというふうに理解されると思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

以上で千坂博行君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。休憩時間は10分間といたします。

午後3時10分 休 憩 午後3時20分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

7番渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

定例会初日15時15分回っているということで、ちょっと中だるみの時間にも入って おりますけれども、精いっぱい張り切って質問させていただきます。 2 点質問いたし ます。

まず1点目、大和町地域子ども・子育て支援事業の進展状況を伺います。

平成27年3月大和町地域子ども・子育て支援事業計画の策定と、職員の熱意あふれる業務により、事業が進展していることを評価するものであります。このような中、次の2点について計画の進展状況をお伺いをいたします。

1点目、一時預かり、一時保育事業の進展状況は。

2、病児保育の進展状況は。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、大和町地域子ども・子育て支援事業の進展状況でございますが、初めに 一時預かり、一時保育事業の進展状況についてお答えをいたしたいと思います。一時 預かり、一時保育事業は、一時的に家庭で保育が困難となった場合や、育児疲れによ ります保護者の心理的・身体的負担を軽減する必要がある場合等に一時的に預かる事 業でございます。

本町での一時預かり事業は、平成23年度に認可保育園1カ所で、これは菜の花保育園ですね、取り組みを始めまして、その後平成25年度から2カ所目、これはすぎのこ保育園、平成27年度から3カ所目ということで、杜の丘保育園、で事業に取り組んで子育て支援の充実を図っておるところでございます。

次に、病児保育事業の進展状況について、お答えいたしたいと思います。平成25年度に実施した住民アンケートによりまして、病児保育事業のニーズは高く、子ども・子育て支援事業計画において、平成31年度に事業実施の計画としております。現在までの病児保育事業への町の取り組み状況でありますが、事業実施をするためには、医療機関の協力が不可欠でありますことから、町内の医療機関と協議を行っているところでございます。

医療機関からは、事業の必要性について認識いただき、病院内での事業実施可能なスペース確保等について、検討いただきましたが、事業実施スペースを確保することが困難であることから、事業実施まで至っていない状況でございます。今後も引き続き事業実施に向けて、医療機関と協議を行ってまいりたいと、このように考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

それでは、再質問をさせていただきます。

一時預かり事業につきましてですけれども、1カ所から3カ所ということで、27年度では3カ所実施をして現在に至っているという状況を伺いました。3カ所にふえたということで、27年度では3カ所でどれくらいの件数の預かり件数、事業、あるいは

一時保育事業の実績があったのかを質問いたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

27年度の実績ですが、それぞれ3カ所ございますが、1カ所につきましては、延べですが1,614人、2カ所目につきましては1,680人、3カ所につきましては1,005人ということで、4,300人ぐらいでしょうかね、延べで、のご利用がございました。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

先ほどのご答弁いただいた中では、一時的に家庭で保育が困難となった場合や育児 疲れというようなご説明でしたけれども、この一時保育あるいは一時預かり、パター ン的には国の内容を見ますと4つぐらいに分類されるかと思うんですけれども、非定 型的保育サービス、あるいは緊急保育サービス、あと私的理由による保育サービス、 それから継続的利用保育サービス、これは月64時間以内とか、あるいは週3日を限度 とするとか、いろんなことがあろうかと思うんですが、これらの区分についてはどの ようなことか件数は出ますでしょうか。担当、もしお答えいただければ。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今ちょっと担当に確認しましたら、そこまでちょっとデータがないということでご ざいます。そこまで分析していないそうでございます。済みません。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

分析をされていないということであれば、これはやはり分析する必要が私はあるのではないかなと思います。 3カ所で延べ4、300人という実績があるということで、私が想像していたよりもたくさんのご利用があるということで、ちょっと安心をした次第なんですけれども、なぜ少し心配をしたかと申しますと、私たちの町長胸を張ってリニューアル、ホームページということで、かなりホームページ見やすくなりましたし、それから引きやすくもなったと思うんですが、子育てというところを引いて、いろんなところを引くんですけれども、この一時預かりあるいは一時保育事業、こういったのが文字が出てこないんですね。だから、お母さん方とかこういう事情を抱えられたご家庭の保護者の方がどうやって情報を仕入れて、どのようにしてこの3カ所の保育園に行っているのか、これが少し見えてこない部分であります。

それから、28年度の保育所利用案内、これも子育て支援課からホームページ上に出ておりますけれども、そこにも一切この一時預かりに関する説明、町の説明ですね、こういったのがないんですが、これはなぜないのか。この辺のところを少しお伺いをしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

出さない理由は本当はない、大いにPRしなきゃいけないところなので、なぜ済みません、じゃあ課長のほうから。

議 長 (馬場久雄君)

子育て支援課長内海義春君。

子育て支援課長 (内海義春君)

それでは、お答えいたします。

まず、一時預かりのPRでございますが、子育て情報紙、あちらのほうに保育所の紹介等に一時預かりの情報は全て載っております。それ以外にも各保育園でこういったチラシを設けておりまして、子育て支援課の窓口はもちろん、そのほかにいろいろ掲示とかをやっております。例えば児童支援センターとか児童館とかああいうところ

とか、そういったところでPRはさせていただいているところでございます。少なくてもそのような形でやらせていただいております。ただ、ホームページでもぽっかぽかを開いていただければ、そこの中に載ってきている状況でございますので、よろしくお願いします。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

ぽっかぽかのところを開くと出ているということで、私のほうがちょっと見落としている可能性もあります。けれども、この一時預かり事業のところの本当にこの延べ4,300人の利用されている保護者の方以外にも、もう少し私はニーズはあるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういった方がホームページを開いたときに、私も結構クリックしたんですけれども、しかし見つけきらなかった、私に問題があるのかもしれませんけれども、ただ少し結構あちこち探して見つけられなかった。ということは、少しわかりにくい状況にあるのかもしれないと私は思います。そこのところで、もう少し親切なホームページの作成に留意されたほうがいいと思いますが、その辺について町長いかがでございましょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

議員おっしゃるとおり、ホームページというのは見やすくなければいけない。ぽっかぽかに載っているということでございますが、その辺は修正というか、見つかるようなホームページに直していきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

それで、ホームページあるいはそのほかのいろんな周知の手段はあろうかと思いま

すけれども、先ほどちょっと申し上げました4つぐらいの分類があるんですね。一時預かり、あるいは一時保育についてもいろんなさまざまな事情があっての一時預かりというふうになります。なるんだと思います。それらの4つのこういう場合に使ってくださいねというような周知があってもいいのかなというふうに私は感じましたので、これはそういう問題のお子さんを抱えた保護者の方に、ぜひとも寄り添う気持ちであれば、そういうふうに改善をしていただきたいなというふうに思います。一時預かり、一時保育については以上で終わりまして、次に病児保育事業についてお伺いをいたします。

私もさきの3月の選挙で、公約に病児保育・病後児保育の実現に努力いたしますというのを公約に掲げてきたものですから、少しここで頑張らせていただきたいというふうに思います。

平成31年度に事業実施の計画というふうにあるわけですけれども、これまでに昨年の定例会、9月の定例会でも藤巻議員からこの病児保育について質問がなされております。それから、それ以前にも多くの議員の方が病児保育・病後児保育について質問をしております。しかし、今町長から答弁いただきましたところによると、平成31年事業実施の計画であるということが、今私はわかりました。

なぜ、今ここで町長の答弁を聞かなきゃわからないのか。これは、ホームページ上にこういった説明が私はなされていないと思うんですね。他の町村を見ますと、既に病児・病後児保育というのはきちんとした形でホームページに載っております。そういったのが我が町2万8,000人を超えて、人口増加率第3位と、こういう恵まれた町内、町になってきていて、こういう若い方々が転入されていて、こういう問題がホームページ上に、私の見方が悪ければごめんなさい、欠落をしているというのが非常に私は大きな問題だというふうに思います。

あるいは、欠落というのが1つと、それから31年度に実施というのは、町長ちょっとスローペース過ぎるのではないかというふうに私思うんですが、これはいかがでございますか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

31年度と申しましたのは、大和町の子ども・子育て支援事業計画において、31年ま

でに設置するという計画になっておりまして、そのことで先ほど申し上げたところで ございます。ホームページには、ですからそういったことで具体的に決まっているわ けではなく、計画上の話ですので、ホームページにはまだ載っていない状況にござい ます。

それで、時間的にもっと早ければということでございますけれども、できるだけ早く やりたいというふうに思っています。決して31年まで待ってということではないので すが、これまでも各議員さんからご質問があった中で、どうしてもお医者さんとの関 連がございます。それで、大和町、お医者さん、小児科医さんがなかなかおいででな かったりということもありましたので、これまで進まなかった状況にございます。黒 川病院のほうに小児科医さんがおいででございまして、黒川病院のほうに先ほどここ で医療機関と協議を行っていると申し上げましたけれども、黒川病院といろいろ協議 を行っているところです。病院側、お医者さん側の体制のご理解は頂戴しておりまし て、ただ場所の確保、これが今ちょっと難しい状況に、現状のものであります。と申 しますのは、子供さんですので、動線というものも関係して、行くまでに余り患者さ んの前を通らないようにとか、そういったことがございまして、また黒川病院今手狭 になっておりまして、スペースが今ないということで、そのことについて例えばプレ ハブを建てたらどうだとか、検討というか、そういった状況になっております。まだ まだその辺で具体に何年の何月までとかというものにはなっておらないところでござ いますので、ホームページ等で何年から開設しますという表現はまだまだできない、 しておりません。できるだけ早くということで、これは大和町だけではなくて、他市 町村の関係ございますので、そういった方々とも協調しながらやってまいりたいと考 えております。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

先ほど町長のご説明の中で、非常にニーズが高いんだというお話がございました。 そういうニーズの高さから見れば、まだはっきりしていないことをホームページ上に 載せられないというお話でしたけれども、しかし少なくても31年度に事業実施を目指 して、できるだけ早期に実現するんだという町長の宣言くらいあっても、そうすれば 町民の方、あるいは私もここで質問しなくてよかったのかなと思うんですね。 ですので、これやっぱりこういうことを町民に31年度でやるよというのを示したほうが、町民の方は、おお、そうかというふうに見てもらえるんじゃないかなと思うんですね。何にもなかったら、何にもわからないという中で一体どうなっているんだという不安だけが残ってしまうということですので、これらはやはり町民の方にお知らせをしていただきたいなというふうにも感じます。

それから、今町長のほうから黒川病院でというお話があったんですが、それは施設型という病児、病後児保育かなと思うんですが、派遣型と呼ばれるこういったものに少し研究、あるいは検討されているのかどうか、この辺をお伺いをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

現在派遣型ということについて研究をということですが、現在はまだ行っておらないところです。先ほど申しましたけれども、小児科医の先生がおいでであるということ、常勤といいますか、そういう状況であります。ですから、これまでも黒川病院も小児科医さんがなかなかおいでじゃなかったものですから、黒川病院にお願いをするにせよ、なかなか難しいところがあったということで、今はおいでですので、今の状況であればできるということですが、派遣ということになりますとまたそこから移動も出てまいりますので、その場にいて、そこで通常の小児科医の仕事もしながら、やってもらうという形になるわけですので、それ以上の負担となりますと病院側ともいろいろ相談といいますか、そういったことが可能かどうかについてもまた協議をしなければいけないというふうに思っております。これまでの経過の中では病院側とそういったことではなくて、あくまで院内、敷地内というお話でのその段階でのご理解は頂戴しているところで、派遣のほうまでのお話はまだしておりません。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

確かに近隣町村、あるいは富谷町、あるいは仙台市なんかでも派遣型というのは行っていないというふうな状況ですので、我が町もこれ追求するのは結構難しいんだろ

うなとは思います。理解をいたしました。

それで、黒川病院というふうなことだったんですけれども、それ以外の民間医療機関あたりも視野に入れられて、例えば補助金を出してでも病児保育、病後児保育のためにやってくれというような姿勢は町長、お持ちはないですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

民間といいますか、病院に委託といいますか、そういう方法もあるというふうに聞いております。富谷さんとかでも仙台市でやっているとか、そういった状況も聞いておりますので、方法としてはあるというふうに思っております。ただ、向こうに送っていくとかも出てくるわけですので、そうした場合には皆さんが利用できるかどうかといった課題は出てくるんだというふうに思っております。黒川病院がなかなか難しいときには、そういったこともいろいろ模索をした経緯がございましたが、今黒川病院としてそういった対応が可能な状況、現段階の正式ではない中で、でございますので、今現在はまず黒川病院のほうの対応が可能な状況かどうかの詰めといいますか、そういったことをまずやっていって、それからもしそういったものが難しければ、次の段階というふうになると思っています。全く考えないわけではないのですけれども、やはり地元にあったほうが利用しやすいといいますか、通勤の方々についてもご利用しやすいというふうに思っております。まず今の考えの中で黒川病院を中心に考えていきたいというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

冒頭に申し上げましたように、非常に住民のニーズは高いというふうに私も思いますし、それから町のほうでもニーズが高いということをつかまれておられるわけですので、この病児、病後児保育についてはやるんだという気持ちをホームページ上に載せていただいて、あとは少しでも早い実行を目指していただきたいと思います。以上で、1件目の質問を終了をさせていただきます。

続いて、2件目の質問をさせていただきます。

昨今公用車の不適正使用による首長の辞任が社会問題となっていることや、本町に おいて職員による車両事故が多発している。そこで、大和町自動車等管理規定の次の 2点について、その状況を伺います。

- 1点目、第1類自動車の運用管理は適切か。
- 2、総括管理者や管理者の指導状況は適切か、以上2点についてです。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、第1類自動車の運用管理についてのご質問でございました。

公用車の管理につきましては、大和町自動車等管理規定に基づき、町有自動車の適 正な管理を行い、その経済的かつ効果的な運用を図っておるところでございます。

大和町自動車等管理規定第3条の規定によりまして、町有の自動車等を第1類から第3類までの3つに分類して管理しております。第1類自動車につきましては、専用車と共用車に分類され、専用車につきましては乗用車のうち財政課長が定める専用に供する乗用自動車が該当いたします。具体的には、町長車、議会優先車、副町長車が該当いたします。

また、共用車につきましては、専用車以外の乗用自動車が該当いたしますが、具体には庁内各課に配置しております車両以外の車両でございます。管理者は町長車につきましては、総務課長となっておりますが、それ以外の専用車、共用車ともに財政課長となっております。共用車の数は、現在11台となっておりまして、その利用につきましては、出張命令の発令を受けた職員、または研修等の出張を命ずる課の担当職員が職員用パソコンから空き状況を確認して予約をし、管理しております財政課が承認することとしております。なお、共用車が不足する場合につきましては、あらかじめ他の課の配属車を借用するなどの対応もとっております。

車両の管理につきましては、全車両に仕業点検簿を配備しておりまして、運転前に エンジンの始動、異音、タイヤの異常など全16項目につきまして、その日の最初の運 転をする職員が仕業点検を行うこととし、運転中の故障等を未然に防ぐよう指示をし ております。

次に、総括管理者や管理者の始動状況についてのご質問にお答えをいたしたいと思

います。

大和町自動車等管理規定に基づきまして、総括管理者は財政課長となっておりまして、また管理者は自動車等の管理を命ぜられている担当課長等となっております。年度当初には各課等の長が、課員の運転免許証の有無、有効期間について確認することとしております。そのほか、当日の運転につきましては、所属課の課長等が用務先、経路、及び運転者の体調等を確認し、安全運転の励行を指示しているところでございます。運行状況の異常の有無につきましては、出張から帰庁時に所属課の課長等に出張復命と同時に実施をし、事故や故障等が発生した場合には救護や通報の後に、直ちに担当課長を経て、総括管理者、総務課長、並びに町長、副町長に報告することといたしているところであります。

車両ごとの運転日報と、仕業点検簿につきましては、自動車等の管理を命ぜられている担当課長等の決裁の後に、月ごとにまとめて統括管理者が確認しているところであります。交通安全の励行につきましても、統括管理者である財政課長を安全運転管理者、交通安全主管の危機対策室長と財政課課長補佐を安全運転副管理者といたしまして、交通規則の遵守と安全運転の励行を第一に、運行管理を行っているところでございます。

今後も、交通ルールとマナーを遵守し、交通安全の確保と交通事故等の未然防止を 図ってまいりたいと思います。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

町長、箱根に別荘はないですよね。冗談でございます。

本当にしばらく前、大きな問題になりまして、都知事選挙につながったわけでありますけれども、我が町についてもこれまでこういったこの種の質問というのは余りなかったかと思います。私ここまで2期目になりますけれども、この種の質問今まで聞いたことがなかったし、それから東京都知事の問題で我が町、町長、毎週毎週忙しそうにしているけれども、別荘に行っている暇はないだろうけれども、我が町は大丈夫なのかなということで、自分が安心したいために質問をさせていただいているという状況でございます。

答弁をいただきましたので、中で再質問を幾つかさせていただきたいんですけれど

も、第1分類の共用車、現在11台となっていて、それを出張を命ずる課の担当所職員が空き状況を確認予約し、それから管理している財政課が承認することとしておるということで、年間、昨年でも結構ですけれども、アバウトな数値でいいんですが、年間何件くらいあるんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

数字的に集計はしているものではない、しておりません。ただ、ほぼ毎日フルに使っている状況にあるというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

ちょっと把握されていないということですが、多分結構忙しいんだろうなというふうに思います。システム上、担当課から請求があって、財政課長が承認をされているというところなんですけれども、心配をするところは、その承認が大丈夫なのかというところであります。何でもかんでも承認しているんじゃないだろうなというところなんですが、財政課長でもいいですので、その辺の承認の実態というか、答弁を少しいただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その辺の実態につきましては、財政課長のほうからお答えさせていただきます。

議 長 (馬場久雄君)

財政課長髙崎一郎君。

財政課長 (髙崎一郎君)

渡辺議員さんのお尋ねの件について、お答えをさせていただきます。

実際はパソコンの画面での承認となりますが、画面上で使用する車両ごとに、使用する職員名、用務内容、用務先をクリックするごとに確認できるようになっております。私が朝出勤して一番最初にする業務がその業務となっておりますので、本日の共用車の運行状況を確認して、どの車両がどのような内容で出向くのか、一般的には全て県庁であったり、仙台方面、用務先が全て入っておりますし、運転する職員名も全て入っておりますので、それで確認をしてよほどのことでなければ全て承認という、何か問題があれば電話等で確認をして、確認した上で運行を許可すると。実際は、鍵は車庫等のほうのキーボックスに入っておりますので、そこから運行する職員が持ち出して、車両を運行するという形になっておりますけれども、一応画面上では全て確認をした上で、事後は運転日報、1月ごとにまとめてになりますけれども、実際の運行経路であったり、距離数、燃料給油の状況等は月ごとにまとめてとなりますが、確認をしているところでございます。以上でございます。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

疑ってかかったらきりがないというところでございますので、財政課長、ここは信用をさせていただいて、ただ官公庁、私もかつては官公庁におったわけですけれども、虚偽で固めたものも一部にはやっぱりあるんですよね。ですので、そういったものができるだけじゃないですよね、あってはならないですので、これからもひとつないようにお願いをしたいというふうに思います。公明正大にこれらの承認についてはお願いをしたい。ましてやちょっと何件くらい年間あるのかわからないということですので、もし今後またあれだったら、こういったのをわかるようにしていただくとありがたいなとは思うんですけれども。

それから、もう一つでちょっと訓令第1号、これは平成13年の大和町自動車等管理 規定、平成13年3月26日制定ですけれども、この分で2つほど質問をさせていただき ます。

1つは、第4条についてですけれども、ここに書かれている4条の中では、第1類の自動車にあっては、先ほどちょっと説明、総務課長がというふうなお話があったん

ですけれども、専用車配置所管課長及び財政課長が、第3類は当該課長がということなんですけれども、この第1類について責任者が2人いるということに私は疑問を感ずるわけなんですが、平成13年制定当時の経緯もあるんでしょうが、これで問題がないのかどうか、1点お伺いをしたい。

2点目は、先ほどの町長の答弁で、管理、各課長がというふうになっていたと思うんですけれども、この第5条を見ますと、総括管理者がかなりやらなきゃいけなくて、担当課長がやることを総括管理者がやらなきゃいけない表現になっているんじゃないかという私は気がするんですね。この5条第2項なんですが、この点について問題がないのかどうか、これは町長もしくは担当課長でも結構でございます。ご答弁をいただきたい。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず管理者、責任者は2人ということで、これは総務課長と財政課長がなっておるところです。総務課長につきましては、町長車、専用といいますか、町長車について、また残り、ほかのものについて財政課長ということですが、町長車につきましてはどうしても利用頻度といいますか、高いですし、あと日程調整とか総務課のほうで常にやっておいて、やっておりまして、いわゆる利用するために財政課のパソコンの申し込みとかそういったことはしない中でやっております。したがいまして、そのことについては総務課長に、2人でという問題はあるんですけれども、1人でやった場合に財政課長の負担が余りにも大きいということと、町長は総務課の管轄になっております。で、そういった意味で分けたのではないかというニュアンスをいたしております。

それから、総括管理者がこの表現が、履行には仕業点検の確認と自動車整備事務、連絡指導も行うというふうな表現になっているということですね。確かに総括管理者につきましては、総括ですので最終的にはそういう形になってくるというふうには思いますが、この間に管理者の指導を行っている中で、管理者から仕業点検の確認につきましては、あくまで先ほど申しました実際運転する人がやってという、そういった細部については総括管理者ではなくて、責任を持った形でやっておる中で、最終責任者が総括管理者ということでこういう表現になっていると思います。というふうに思います。

ただ、お話のとおり、これを読み取るについては、総括管理者が全てをというような読み取りもありますので、これについてちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

規則については以上でございます。先ほどのご答弁の中で、ドライバーについて、当日の運転について各課長等が指導をしているというご答弁をいただいたんですが、ふっと振り返ってみて、実情お伺いをしたいのは、当日にだけ指導をしているのか、それともドライバーを決めて前日あたりにあなたがあしたの業務について、A地点からB地点、C地点、こういう指示で安全運転に気をつけて、今夜は飲み過ぎるなよとか、そういう指導をされているのかどうか、この辺実情を少しお伺いさせてください。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

前日出張等が決まるわけでございますから、運転手さん、職員ですね、について所属の課長等がそういった指示をすべきなのかなという今思っているところでございます。ただ、現実的に今そこまで確認やっているかどうか、ちょっと私確認しておりませんが、そういうことがあってしかるべきだというふうに思っておりますが、現在当日の運転で確認をしているということ、現実的には当日の運転ということでございますので、その辺いろいろ、前日からの所属課のほうで出張をするに当たっての心構えといいますか、仕事に関してだけではなくてそういった交通安全につきましても、確認するようなことがあってしかるべきだというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

狭いエリアでなれた地域で、短距離であればそれもわからなくはないんですが、毎回毎回そういうわけではないこともあると思いますし、ちらっと私見たような気がするんですけれども、職員2人の方で、おまえやれ、いや、私ですかというようなやりとりをちらっと聞いたような記憶がするんですよね。ええ、ここでドライバー決めているのかと私ちょっと疑った、そんな気持ちも間違いかもしれませんよ、でも、ええと思ったこともあって、今質問をさせていただいているんですけれども、やはり事故防止の観点に立てば、本人の意識とかそういったことを思うときに、あしたこの業務について、俺は車を運転して帰らなきゃいけないんだという気持ちと、当日になっておまえ運転せいやと、ええとかと言って、いきなり泡食って運転してというのでは、差が出るし、それが事故を生起する、そういったことにも私はつながりかねないと思うんですね。ですので、100%前日にとか、それは難しいとは思いますけれども、指導をされる場合に、できれば前日あたり、あるいは当日でも朝一番に職員に対して、君は運転しなさい、君は補助役だと、そういう任務賦課があってしかるべきかと思うんですが、この点について町長、今後いかがですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

議員のお話のとおりだというふうに思います。本来前日に予約といいますか、そういった段階で、担当職員が申し込むわけですが、その段階で運転手とか決まっているというふうに思います。なお、出発前に確認をするとかやっていくべきだというふうに思います。当日、同乗者がいたから、急にあなたがというのは、それはやっぱりよほどの事情がない限り、前に予約した段階と違ってくるわけですから、そういったことのないようにしていかなければいけないというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

渡辺良雄君。

7 番 (渡辺良雄君)

昨年、公用車の車両事故、少し多く発生しましたので、今後指導を適切に行っていただいて、あるいは規則等も今町長1回見直してみるという言葉でしたので、万全の

体制で事故が起きると職員もかわいそうですし、役場も傷つきますので、事故のない ように安全運転に、組織を上げて努力をしていただきたい。

以上をもちまして、質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で、渡辺良雄君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。4番馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、通告書に従いまして質問いたします。

本日は、2件4要旨でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1件目、ため池等の管理について。

先ごろ、近隣町村のため池で親子3人が溺死する痛ましい事故が発生した。本町に も多くの沼、ため池等があるが、管理安全対策についての所見を伺う。

- 1、本町の沼、ため池等の維持管理はどのように行っているか。
- 2、スポーツフィッシングの対象となっている外来種、ブラックバス等でございますが、生息しているため池等の把握はしているのか。
- 3、今回の件を受けて、何か対策をとられたのか、また安全対策をどのように行っているのか、お伺いをいたします。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、お答えをしたいと思います。ご質問にもありましたけれども、7月1日に大衡村大衡の農業用ため池で釣りをしていた親子3人の方が死亡するという痛ましい事故が発生いたしました。心からご冥福をお祈りいたしたいというふうに思っております。

初めに、本町の沼、ため池等の維持管理はどのように行っているのかとの質問でございますが、農業用ため池の所有につきましては、所有は大和町となっておりますが、維持管理につきましては、農業用ため池管理者、各水利組合とか、土地改良区が行うこととなっております。

次に、スポーツフィッシングの対象となっている外来種ブラックバス等の生息しているため池等の把握ということでございますが、外来種でありますブラックバス等の生息範囲が町内に拡大しているものと思われます。本町におきましても、一部の農業用ため池で、清掃作業の際に駆除したことはありますが、釣り人が立ち入り禁止の看板を無視して、ブラックバス等を放流している状況でもあるために、生息範囲の把握はできておらないところでございます。

3番目の今回の件を受けて、何か対策をとったか、また安全対策をどのように行っているかとのご質問でございますが、農業用ため池の安全対策につきましては、改めて7月19日付で、農業用ため池の安全管理についてのお願いの文書を各行政区長さんを通じまして、農業用ため池管理者に通知をいたしているところでございます。

また、同時に町とため池管理組合それぞれで、幹線道路沿いや釣りなどで子供たちが立ち入りそうな農業用ため池の施錠管理状況や、フェンス、ガードレール等の設置の確認をしまして、さらに立ち入り禁止などの看板設置の状況確認を行っております。この確認調査で、看板の設置がない、あるいは看板数が少ない農業用ため池につきましては、ため池管理者が看板を作成し、設置しておるところでございます。

なお、宮床綱木の柿沢ため池につきましては、フェンスやガードレールが設置されているものの、一部に容易に侵入できる箇所がありましたので、仮設ではありますが、侵入防止柵を設置しております。また、この部分は国道457号線でもありますので、ガードレールの設置を宮城県にお願いしているところでございます。今後とも本町の農業用ため池での事故が発生しないように、ため池管理者とともに安全管理に努めてまいりたいと思っております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、1点目の質問について、再質問をしたいと思いますけれども、所有については町ということで、維持管理については農業用ため池管理者ということで、ということは、もし仮にですけれども、今回このような事故が起きたときに、事故に遭われたご遺族の方とか、例えば地域の方とか、どこにじゃあ心を持っていけばいいのかというか、ちょっと1点、ここの所有と管理のところだと思うんですけれども、そこのところの町長のお考えをお聞きしたいと思うんですけれども。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

おっしゃっていることは、責任の所在ということだと思いますが、所有が町ということでございますけれども、管理はお願いしているところでございますが、町の責任と。責任といってもいろんな状況がございますので、一概に全てがというわけではございませんが、そういったことがあった場合に、例えばこちら側の責任の中で事故があったとすれば、責任については最終的には町のほうになるというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

わかりました。その上で、どのように維持管理をされているのかというのを、町は 把握されているのでしょうか、お答えをお願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町では、247カ所のため池があるそうでございます。それで全てについて基本的には町が管理ということになっておりますけれども、基本的には管理は水利組合とか、実際利用しているため池等々についてでございますので、管理についてはお任せをしておりますけれども、その状況につきましては、適宜状況の確認とかについてはやっておるところでございます。ですから、この間の事故の後も、再度町としましても確認をし、水利組合でももちろん管理をしたんですが、両方での管理といいますか、247全で常に回っているわけではないのですけれども、利用されているものについての確認作業等は、町のほうでもやっているところです。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

というのも、なぜお伺いしたかというと、今回の事故の起きた沼なんですけれども、 大衡村の農業用ため池ということだと思うんですけれども、以前にもあそこで1人亡 くなっていると。実はあそこの、今回亡くなったところもちょっと入っていって、シ ートがずっと敷いてあるところで、そこにコケが付着して、深さも相当深くて、それ を地元の方々は、知っていらっしゃったと。2点目にもかかってくるんですけれども、 あそこは相当ブラックバスを釣る場所としては有名な場所らしいんです。看板も危険 とか、魚を放流しちゃいけないとか、あるんですが、見えない看板も大分ありまして、 その辺これは村の話になるんですけれども、大和町としてはどのように管理している のかというのを、ちょっとお聞きしたかったところでしたので、今お伺いしたところ でございました。

それでは、2点目に移りたいと思います。

今のと関連するんですけれども、やっぱり今相当工業団地のほうにもため池等々ありまして、その辺にもバスフィッシングを楽しまれる方が随分いるということで、本来はブラックバスを放流するのは禁止されていると思うんですけれども、ある程度の例えば地元の人にあそこに随分ブラックバス釣りに行っている人いるなやとか、そういう声は地元にはあるはずなんですね。そういう声を聞きながら、ある程度把握はできるんじゃないかなとは思うんですけれども、その辺ちょっとお伺いしたいと思いますけれども、いかがですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ブラックバスを釣っているところの把握ということですが、ある程度というか、有名なと言ったら変ですけれども、そういったところについてはもちろん把握しておりますし、そういうところというのは結構常に柵が壊されたり、そういうことで町のほうでも何回も対応している中で、追いかけっこではないんですが、警察にまで訴えてという状況の池もありますので、まるきり把握していないということではないのですけれども、全てを知っているということではないと。おっしゃるとおり、そういった

釣りマニアにとってはいい釣り場があるということについて、全てではないですけれ ども、それは聞いているといいますか、そういったところもあります。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

やはりこの辺もある程度という言葉が正しいかどうかわからないんですけれども、 把握をしていただいて、例えば重点的にそこを回るだとか、そういうこともできるん ではないかと思うんですけれども、もう一度答弁お願いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

重点的に巡視とかできればよろしいんですが、なかなか200何カ所もある中ですので、全てがそういうわけではないということで、そういったところで水利組合の方とか、地元の方々のご協力もいただきながらの管理になっているというふうに思っております。もちろん、町でもしないわけではございませんけれども、そういったものについては地区の方々のご協力もいただきながらの監視というか。ですから、そこで塀が壊れた、フェンスが壊れているとかというものがあれば、すぐ直すとか情報の共有はきちっとやっていかなければいけないというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

ぜひもしフェンス壊れている等々の要請が管理している方々から上がっているのであれば、本当に先ほど町長おっしゃったように、追いかけっこになるのかもしれませんけれども、やはり不幸な出来事が起きないように、本当にこれも苦しいとは思うんですけれども、やっていくのが町の大事な仕事ではないのかなと私は考えますので、ぜひその辺をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、3点目、今回の件を受けて何か対策をとったかということでお伺いをしたんですけれども、7月19日付で農業用ため池の安全管理についてのお願いの文書を、各行政区長さんにお渡ししたということだったんですけれども、これはどこから、要はこういうふうにやりなさいよというのが来て、やられたのか。それとも、町独自でやられたのか、ちょっとその辺をお答えをお願いしたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

これはどこからということじゃなくて、町独自の判断として、そういった事故もあったわけですから、改めて皆さんに注意しましょうという中で、管理についてのお願いをしたものです。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

ということであれば、今回このように対策のお願いの文書を行政区長さん通じて、 出したということですけれども、例えばこういう危険箇所が何カ所かあったときに、 それが例えばPTAや学校から、ここ危険箇所だというふうに言われたところ、合致 するところありましたか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

文書を出したのと、実際回ったのはまた別のことでして、文書を出して、こうやって皆さんで管理してくださいということをまずお願いをしたということ。それから、さっき申したとおり、町のほうでも再度調査といいますか、やっておりますし、また地区管理の方もやったということです。ここにずっとあるんですけれども、これがPTAのと言ったときに、ちょっとかぶっているのもあるかどうか、済みません、そこ

までチェックしておりませんでしたけれども、ずっとこういった形のチェックをしてもらって、それでフェンスがないところとかそういったものについては、追加して設置したり、そういったことを対応したということです。済みません、PTAのやつのチェックまではしておりませんでした。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

私もちょっと質問のほうに入れなかったのもあれだったと思うんですけれども、実は学校でPTAの方々とか、先生方が危険箇所として沼、農業ため池に看板を建ててくれとかというお願いをしているところもあったと私は記憶しているんですけれども、そのときに農業委員会さんのほうで、違いますね、土地改良区さんですか、看板を2つぐらいお持ちになっていて、それを各地区にお渡ししているということで、その辺は理解はしておるんですけれども、以前言われたときに、なかなかPTAからお願いしても、看板来ないんだよねとか、あとなかなかこの辺危険箇所なんだけれども、上に話通っているんだかどうだかわからないよねというのがありまして、今回もこれは危険箇所と同じようなことですから、今町長にお伺いしたところですけれども、資料をお持ちになっていないということですので、今回の調査でたまたまそういうのと合致して直ったのがあるのであればいいなと、個人的には思ったものですから、今お伺いしたところでございます。

やはり、大人も危ないんですけれども、子供も危ないので、特に農業用ため池なんかなかなか民家がそばになかったりもしますので、ぜひこの辺を早目にやっていただきたいのと、では視点を変えまして、例えば立ち入り禁止の看板、大和町なり管理者が置きましたと。そこに入っていった場合の、もちろん看板は建っていて入っていって事故に遭うのは、その本人の方の責任もあると思うんですけれども、そこに入っていったときの看板が建っているのに入っていったときの、先ほどと重複しますけれども、そのときの管理責任というか、そこはやっぱり町でよろしいんですか。看板が建っているのにもかかわらず、入っていった場合ですね。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

普通は入っていかないという判断をするものだというふうに思います。入っていったときといった場合には、いろんなケースバイケースになってくるんだと思います。何か事故があった場合ということだと思いますけれどもね。ですから、看板が建っていても、塀かさがあっても入るということだってあり得るわけで、その入る行為がどういった状況で、間違って入ったとかそういうものであれば、また違ったことがあるとか、いろんなケースが出てくると思いますので、一概に看板が建っているときに、建っている中で入って、誰がということについて一概にこの方がとか、誰がというのはちょっと難しいのではないかというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

そう私も理解しておりますけれども、やはり看板の建てる位置とか、その辺もどうしても管理を委託というか、お願いしているところなので、見やすいとか、見にくいとか出てくると思うんですけれども、その辺もぜひ町から見えやすいところに、看板を置くとか、入りにくいところにガードを置くとか、そういうふうにしてくださいよということもある程度言っていただいたほうがいいのかなと思うんですけれども、いかがですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

当然看板ですから、見やすいところに置くというのが当然だというふうに思いますし、ガードレール等につきましても、危険なところにということで、それは町も管理者の方もそういった思いで設置すれば、誰だってといいますか、というふうになると思います。もし、そういった場所ではない、もう少しいい場所といいますか、危険な場所といいますか、位置を変えたほうがいいとか、そういった場所があるとすれば、遠慮なく言っていただければすぐ直して、適切な場所に変えることもいたしますので、

そういった情報があればぜひ教えていただきたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

今適切にやっていただけるというお答えをいただきましたので、ぜひそのようにおっしゃった言葉どおりにやっていただけるとありがたいなと思っているところでございます。

それから、今回のため池の事故と同じ、関連するとは思って私が質問するんですけれども、8月31日、農水省のほうで豪雨や地震の場合、土砂崩れ等で下流の住宅に影響が出るおそれのある箇所の点検をしたと。させたということですね。3,391カ所で優先的に追加調査が必要という点検結果を発表して、宮城県では47カ所のうち、26カ所あったということですけれども、これは実は農業用ため池でもへこんでいれば、夜中に見に行ったらけがしますから、その辺の点検もしていかなきゃいけないのかなと思うんですけれども、この47カ所中26カ所というのに大和町の農業用ため池とかは入っているのかどうかは、把握をされていらっしゃいますかね。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

その場所には入っていないということだそうです。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

これも一番最初のところと本当につながってくるんですけれども、やっぱり深いところ、浅いところ、危険なところ、沼、農業用ため池は本当にその場所場所によって、いろんな危険なところがあると思うんです。やはりその辺をある程度連携を密にしていただいて、管理者、そして所有者、どちらも私はある程度責任はあるんじゃないか

と思いますので、今後維持管理に努めていっていただきたいと思いまして、まず1件 目はこれで終わらせていただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

馬場議員、2件目に入る前に休憩したいと思いますので。 ここで暫時休憩します。休憩時間は10分間といたします。

> 午後4時30分 休 憩 午後4時40分 再 開

議 長 (馬場久雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に入る前に、お諮りします。本日の会議時間は、議事の都合により午後5時を過ぎても時間を延長して会議を継続したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、時間を延長することに決定いたしました。 引き続き一般質問を行います。4番馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

それでは、休憩前に引き続きまして、2件目の質問をさせていただきたいと思います。

孤食への対応についてということで、近年生活スタイルが変化する中で、大人、子供問わず、孤食の方が増加傾向にあると。孤食を防ぐために、本町でも対策をとるべきであると考える。そこで、母子家庭、父子家庭、共働きの世帯数や孤食の実態を把握しているのか。例えばこども食堂のような子供が集い、月に一、二回程度無料、もしくは安価な値段で食事ができる機会をつくってはどうかと考えるが、町長のご所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

孤食への対応に関するご質問でございました。

初めに、母子家庭、父子家庭の世帯数はとのことでございますが、母子・父子家庭 医療費助成世帯数は、平成27年の4月1日現在で280世帯、28年4月1日現在で277世 帯、そして平成28年8月1日現在で285世帯が助成対象世帯として登録されておりま す。

孤食の実態につきましては、平成25年度に実施しました食育に関する一人で食べる子供の割合のアンケート調査によりますと、小学校5年生では朝食が15%、中学2年生では37.2%、夕食では小学5年生が1.3%、中学2年生が7.7%の結果が出ております。共働きの世帯数については確認できる資料がない状況でございます。

こども食堂のような事業への取り組みについてのご提案でございますが、こども食堂は、主に貧困家庭やひとり親家庭の子供を対象に、栄養バランスのとれた食事や地域の人々とのふれあいの時間を無料、または安価で提供する取り組みとして、2012年に十分な食事をとれなかったり、1人で食事をしていたりする子供たちを支援するため、主にボランティア団体やNPO法人、社会福祉法人などにより運営されており、こども食堂は、貧困対策として注目を集め、その試みが全国各地で始まっております。宮城県内でも2015年に石巻市内で子供たちの孤食を防ぐため、NPO法人が県内初となるこども食堂の運営を月1回始めました。さらに、今年度において仙台市においても、市民団体の主催により、未就学児から高校生までを対象に、ひとり親家庭や共働きで孤食を余儀なくされている子供に対して、月2回食事を無料で提供する仙台こども食堂が開設されました。

このように、こども食堂は地域のボランティアや子育て支援に携わる多くが主体となってやっている状況であり、他自治体でのこども食堂へのかかわり方についての情報収集を行ってまいりたいと考えております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

答弁いただきまして、ありがとうございます。こども食堂という名前ではあるんですけれども、基本コンセプトとしてはこれは子供も、そしてその親御さんも一緒に食事をとれると、安価な値段で食事をとれるということでやられているNPOさんのほうが多いと思うんですけれども、そういうふうにやられていると私も確認をしております。

その中で、ひとり親家庭だから貧困という話ではないと思うんですけれども、一番は、子供が家で1人さみしくコンビニのお弁当を食べている状況が非常にその子の、一概には言えませんけれども、その子の未来に、将来に影を落とすんじゃないかと思うんですけれども、町長はいかがお考えですか、お答えをお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

食事というものは、本来家族でとるものということから考えれば、1人で食事をとるということについては、さみしい食事でありましょうし、本来のあるべき姿からちょっと離れた状況であるというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

私も本当にこのデータを保健福祉課のほうで25年ですか、アンケート調査をしていただいて、本当にいるんだなというのが私の正直な気持ちで、中学3年生ぐらいになったら仕方ないのかなと思うんですけれども、小学生から孤食の子供さんがいらっしゃるということで、本当にやっぱり生活スタイルいろいろあるとは思うんですけれども、そういう状況になっているというのを、社会の情勢の変化なのかなと受け入れながらも、やっぱりこれからどんどん、要はお父さん、お母さん、子供という生活というか、おうちがそういう家族で過ごされている核家族の方々がいっぱいいる中で、やっぱり新しくおうちを求められたりすると、両親とも働かざるを得ないと。ある程度大きくなったら、おうちに1人でいて、1,000円か500円かわかりませんけれども、晩ご飯これで食べなさいよと、1人でいて食べなさいよと、私は6時か7時に帰ってくるからと言われたときの子供さんの気持ちが、非常に私は苦しいだろうなと思いながら、でも子供さんもだんだん成長していくと、しようがないんだなと思うのかもしれませんけれども、その中でこういうこども食堂のような取り組みは私は非常に重要であると考えます。

今回、この質問をさせていただくに当たって、石巻のこども食堂さんも見させてい

ただきました。お話も聞いてまいりました。やはりと言ってはどうなのかわかりませんが、母子家庭のお母さん方が多くて、預けたら預けっぱなしにしていくんですよと。ですが、ここには子供たちがいっぱいいて、同じ時間を共有して、一緒にご飯を食べていろんなお話をして、本当に子供たちは楽しくやっていますというお話でした。

やはり、こういう子供たちがいるということを認識していらっしゃって、26年度のアンケートをとって、そのアンケートの中でその実態を把握して、重要なことと考えているという思いがあるのであれば、早速、取り組み方はいろいろだと思うんです。NPOであれ、社会福祉法人のほうにお願いをして、やっていくというやり方もあると思うんですが、本当に急いでやらなければいけないものだと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

子供に対する対応ということですので、いろんなものがあるんだというふうに思います。こういった今NPOさんたちがやっている孤食に対する対応、あるいは町でやっている対応は児童館保育関係でも。ですから、全てそこでやれるというものではないので、その中でやれるものからやっていかなければいけないというふうに思います。何がベストなのかということにはいろいろ考え方があると思っています。

今、孤食という問題になっておりますけれども、昔鍵っ子という言葉がありました。 我々が団地とかそういう形のですね。時代時代でそういった社会現象といいますか、 そういった課題がいろいろあって、そしてそれに対して一つ一つ行政でやれること、 あるいはNPO法人でやってもらいたいこと、それぞれのやり方があって、これまで も児童館とか、そういったものについてもそういった対応、本来であればうちに帰っ ておじいちゃん、おばあちゃんと一緒にいるとか、子供と外で遊んでいればという状 況も昔はあったんですが、時代が変わってそういうこともなくなってということで、 社会現象といいますか、社会の動きの中で、いろんな対応がとれてきていると思って おります。

そういった中で課題の1つとして、こういったことも出てきているということです ので、課題があるということは認識して、どの部分で町としてお手伝いができるのか、 協力できるのか、どういった対応ができるのかについては、全てができるわけではな いわけですから、一番必要なものについて町、あるいは教育委員会、学校の方々の考えも十分聞きながら、進めていかなければいけないというふうに思っています。したがって、情報を収集するという形にお答えをさせてもらっておりますけれども、これまでもこのアンケートでしか実態がわかっていない状況です。ですから、実際学校でも把握している部分があるのかもしれませんし、状況とか、時間を急ぐということは十分わかりますけれども、精査も必要ではないかというふうに思っています。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

何か今の最後のほうの町長の答弁だと、急がないよみたいなふうに私は受け取ったんですけれども、精査、精査で精査しているうちにだんだん人が減ってきてというふうになりかねないんじゃないかなと思うんですけれども、本当にこれは実は子供さんにとっても大事なことだとは思うんですけれども、そのお母さんにとっても、月に1回や2回、やはり毎晩帰ってきて、ご飯の準備する、本当に子供の世話をしながら仕事で疲れて帰ってきて、ご飯を準備して、その1回、2回の息抜きでも相当違うと思うんです。やはりそこに一緒に来て、200円、300円で大人はそのぐらいの平均的にとるようですけれども、そういうお母さん方の、お父さんもですけれども、そういう方々のケアにもなるという面も持っているんですけれども、町長急ぐつもりございませんか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

急ぐつもりがないなどとは言っておりませんので、言葉注意していただきたいと思います。我々が言って、私が言っている言葉について、私の言い方が悪いのかどうかわかりませんけれども、私個人として非常に残念です。

それと、親御さんの関係とかそういうお話も出てきているわけですけれども、その 辺についてどう考えるかということですが、大変なんだろうなと思います。働いてい る方は。当然子供さんを育てながら、働いておられるということについては大変だと いうふうに思っております。だからどうするんだという話になるけれども、それについてすぐ、こういう方法がベストなのか、先ほども言いましたけれども、子供さんを預かって、延長保育とかで預かるような対応をしているところもあるわけですから、全てが一度にはできないということもありますので、その中で一番ベストというか、取り組みして効果があるものを選びながら我々はやっていかなければいけません。やらなきゃいけないことがいっぱいあるのは当然わかっているんですけれども、それを選んでやっていくという行政でもありますので、その辺はご理解いただきたいというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

大和町では、社会福祉法人さんにお願いして、お年寄りの方々にお弁当の宅配ですか、サービスをしていらっしゃいますよね。お年寄りにはそういうふうにやっていらっしゃいますけれども、子供たちにも手厚くやっていただきたいなと思うんですけれども、町長のおっしゃることわかるんです、本当に子供たちのために今一生懸命やっていらっしゃるのはわかります。皆さんが頑張っていらっしゃるのもわかるんですけれども、やはりこういう非常にいい施策だと思うんですね、私は。こういうものはやはりほかの地域に先んじてやっていただいて、大和町は本当に、ああ、みんなのことを思っているんだな、特に働いて大変な、今働いている人たち、両親共働きというのもふえていますから、本当にいい町だなと思ってもらうためには、いい施策は本当に早目に取り入れていただいて、私の言い方が悪かったのであれば失礼をしたなと思うんですけれども、いい施策ほど早くやって、この町に行きたいと思ってもらうことが私は大事だと思うんですけれども、町長いかがですか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

まず老人といいますか、宅配はボランティアでやってもらっております。それから、いい施策ということですけれども、そのとおりだと思います。何を選択するかという

ことでございますので、選択をちゃんとやっていきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

そうですね、ボランティアも私も石巻の方に聞いたところによりますと、ご飯をつくるボランティアの方を集めるのが非常に大変だとおっしゃっていました。やはり多分大和町の方々は非常にやさしいので、もしこういうことがあるとなれば、お手伝いをしてくれる方々は必ずいると私は思っておりますので、ぜひ今後とも子供たち、そして働くお母さんたち、お父さんたち、私たちもそうですけれども、その人たちにもやさしい、そしてその人たちが輝けるような施策をお願いしたいと思いますけれども、最後に町長の決意をお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ボランティアと申しましたが、立ち上げもボランティアで始まっているんですね。 老人配食については、そういうことです。住みよい町ということで、皆さんと一緒に そういったまちづくりはもちろん我々の目標でもありますので、十分踏まえた中で取 り組んでまいりたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

馬場良勝君。

4 番 (馬場良勝君)

以上で終わります。ありがとうございました。

議 長 (馬場久雄君)

以上で、馬場良勝君の一般質問を終わります。 次に、3番犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

通告に基づいて質問をさせていただきます。

1件目、防災対策についてでございます。

昨年の9.11関東・東北豪雨災害から間もなく1年がたとうとしております。歩道等の整備も進んだものの県管轄の吉田川の整備は一向に進んでおりません。台風が立て続けに発生し、被害を受けた地域住民は豪雨災害を思い出して、台風のたびに夜も眠れません。国管轄の吉田川は既に工事に着手しているものの、県管轄部分の被災箇所については、一向に進んでいない状況であり、早期復旧を願うところでございます。

これまでに本町の災害を教訓に今後さらなる災害に強いまちづくりを目指すため、 以下の3点について、お伺いいたします。

1つ目に、9.11豪雨を後世に伝え残すために、標柱を設置してはどうか。

2つ、被害調査や支援物資輸送のため、ドローンを活用してはどうか。

3点目、大和町におけるドクターへリのランデブーポイントについて、お聞きいた します。

議 長 (馬場久雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、ただいまのご質問でございますが、初めに9.11豪雨を後世に伝え残すために標柱を設置してはどうかについてでございます。平成27年9月の関東・東北豪雨では、町内の河川が氾濫して、建物農地など約2,000~クタールに及ぶ甚大な浸水被害をもたらし、これまでにない大規模な災害となりました。

本町といたしましては、被害に遭われました皆様が1日も早く通常の生活に戻れるよう、応急対策に努め、このような被害が二度と発生しないよう、早急な河川改修の整備について、関係機関へ要望してまいりました。

その結果、国道4号高田橋下流の国直轄河川においては、緊急対策事業として支障 木の除去及び河道掘削工事に着手しており、流下能力の強化が図られているところで ございます。また、高田橋より上流側の県管理区間につきましても、国との事業調整 を行い、逐次整備を進める状況にあります。

標柱の設置などの災害の痕跡を後世に残すことは重要であると考えておりますが、

こういったものを残すことにつきましても、さまざまな意見があります。そういったことでありますので、慎重に検討してまいりたいというふうに思います。

次に、被害調査や支援物資輸送のため、ドローンを活用してはどうかについてでございますが、ドローンは無人で遠隔操作や自動制御によって飛行できる航空機の総称でございますが、熊本地震の際にも被害確認のため、活用され、被害状況の調査には有効であると考えられます。しかし、さまざまな事故やプライバシーに関する問題も発生しておりまして、操縦する従業員の育成などの課題もあります。また、支援物資輸送のための活用とのことでありますが、ドローンを活用した災害支援物資の輸送については、国内でまだ実績がないことから、現在のところドローンの活用につきましては、時期尚早だというふうに考えております。

次に、大和町におけるドクターへリのランデブーポイントについてでありますが、 県では救急医療対策の一環として、救急現場での医療スタッフによる救命治療が迅速 かつ適切に行われ、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果が見込まれる宮城県ド クターへリについて、平成28年10月28日から運行開始が予定されております。

ドクターへリは、県内全域を運行範囲として、基幹病院の仙台医療センターと東北 大学病院の医療スタッフが交代で出勤して、原則として土日を含め、毎日運行いたし ます。ドクターへリが離発着を行うランデブーポイントは、本町におきましても総合 運動公園多目的広場を初め、8カ所のランデブーポイントが指定される予定でありま す。ランデブーポイントは、県内各消防本部と宮城県が協議、検討を重ね、選定され たもので、本町が所有管理している施設でございます。

ランデブーポイントは、地理的条件等により、候補地が選定され、それぞれの土地 所有者等の承諾を得て、指定されるものでございます。県が進めております救急医療 対策の一環であることから、救急体制の強化のためには、欠かせないものと考えてい るところです。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

標柱の設置など災害の痕跡を後世に残すことは重要であると考えておりますが、さまざまな意見がありますことから、慎重に検討してまいりますと答弁をいただきましたが、標柱を設置することにより、心配されることは土地の評価が下がったりですと

か、不動産価格が低下するなど、大なり小なり混迷が起こることも当然予想されると 思います。経済的見地からすれば、反対する人も少なからずいるかと思います。中に は、不安を煽るという人もいるかもしれません。でも、多くの財産を失った実態が目 に見える対策として、必要だと思います。

過去に、アイオン台風で被害を受けたと聞いておりますが、どこまで被害になったのか、目に見えるものが残っていません。後世の防災に役立つように目に見える対策の必要性があると思いますが、標柱の設置を望むところでございますが、所見をお伺いいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

標柱につきましては先ほど申しましたけれども、いろんな意見があると申し上げました。議員お話しのとおり、経済的な評価の低下とかそういったこともありましょうし、経済的なものもあります。あと、標柱ということですが、要するにそこを見てそのときを思い出すとか、いろいろおっしゃる意味はもちろんわかるんですけれども、そのことによってトラウマではないのですけれども、そういった思いが戻ってきて、ならば見たくないといいますか、そういった意見もあるのはさまざまな施設を残すとかいう部分でもいろんな意見があるところです。

ですから、おっしゃる大事なポイントというのはわかりますけれども、両方の意見があるわけでございますから、さまざまな意見をいろいろ聞きながらの慎重な判断が必要だというふうに考えておるところでございます。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

慎重な判断が必要とございましたが、例えば大和警察署消防署付近がかなりの水害に遭ったわけでございます。大和インター、大和警察署消防署付近に例えば1カ所、大和インターあたりもかなりの被害があったわけでございます。大和インターあたりに1カ所、さらに善川の被害もありましたので、3カ所ぐらいの設置をしてはどうで

しょうか。 慎重に検討していくとございましたが、安心・安全なまちづくりのために、 1日も早い設置を望むものでございますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

具体の場所までのご指摘でございますけれども、警察、消防、確かにあそこに上がったところです。そういった意味でそこにあったらということですが、さっきも言いましたけれども、議員さんのような思いの方もおいでであれば、先ほども言いましたつらい思いでいる方もおいでだということなんですね。ですから、安易にではありませんけれども、つけることについてはいかがなものかということで申し上げております。決して否定するわけではいんです。両方の意見があると。両方の考え方がある。そういったことを考えた場合に、早急にというお話ではございますけれども、その辺の判断については両方のご意見を聞く必要があるのではないかというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

両方の意見を聞いていただいて、ぜひ設置のほうをよろしくお願いいたします。 次の質問に移らせていただきます。

次に、被害調査や支援物資輸送のために、ドローンを活用してはどうかという2点目の質問に移ります。ドローンに関しましても、国内でも実績がないことから、現在のところドローンの活用については、時期尚早と考えておりますという答弁でございましたが、空の産業革命をもたらすと期待され、幅広い分野で活用が進む小型無人機ドローンについて、7月から国立情報学研究所が東京都の奥多摩町民と共同で、ドローンと人工知能を使い、生活革命を目指す実証実験を始めたそうです。その上で2点の効果が期待されると思います。

1つ目は、ドローンを使っての防災に役立つことが期待されると思います。山火事や土砂崩れも調査することができると思います。 嘉代神ダムに行く町道が山の崩落で

相当崩れているのも、ドローンを使って被害を調査することができるのではないかと 思います。仮に、道路が寸断された先に、孤立地域があればそこに支援物資を運ぶこ とも可能でありますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ドローンはこれからいろいろ活躍といいますか、利用されてくるんだというふうに 思っております。いろいろ今お話しのとおり、実験とかそういったこともされている ということでございます。まだ確立されていない部分もありますので、時期尚早と判 断をいたしました。

それから、物資を運ぶというところについては、ドローンで全く運べないわけではないというふうに思っておりますが、まだまだそういったものを量的に持っていける状況にはないというふうに思っております。ちょっと私の勉強不足でもっと進んでいるのがあるのかもしれませんけれども、そういった状況ですので、物資の搬送というものについては、もっとまだ時間がかかってくるんではないかというふうに思っております。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

支援物資を運ぶというのは、大きいものをドローンに運ばせるというわけではなく、 小分けにして運ぶということの見解でございます。

2点目に移らせていただきます。

獣害対策にも期待をされると思います。今大和町でもイノシシとか、クマとかたくさんの獣が出ておりますが、野生動物の生態を把握したり、クマやイノシシ対策になるのではないかと思われます。音などを使い、動物を追い払うことも可能になると思います。そのほか、住民支援、医療地域活性化、防犯にも役立つと思われます。ドローンの特徴は、輸送コストが安いことです。1度飛ばすのに、数十円しかかからないと言われております。大きな荷物も小分けにすれば運べるので、ドローンを活用して

はどうでしょうか。国内での実績がないということでしたが、全国に先がけてドローンを活用してはいかがでしょうか。答弁をおねがいいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

いろんな可能性があるんだろうなと思います。議員さんのお話のとおり、そういった可能性は無限に広がっていくんだというふうに思っておりますけれども、まだまだ確立されていない状況ではないかと。そういった状況の中で町が取り組むべきかという判断は、なかなか難しいというふうに思います。撮影とかそういったもの、視察じゃない、上から見るということで、よくそういったものがあって、あれもかなり技術は要るんだというふうに思っておりますけれども、ああいった効果が将来的には大いに期待されるということだと思います。率先して取り組むというお話でございますけれども、我々そう言えばまた遅いというふうなおしかりを受けるのかもしれませんけれども、費用対効果とかも十分検証してやっていかなければいけません。そういったことも考えた場合に、まだこのものについて試験的にやるということの余裕は、町にはちょっと現状にはないというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

千葉市などでは、4月からドローンを使った児童宅配サービスの実験を始めております。ドローンは人間が操縦するラジコンの延長との意識はもう捨て去れなければいけないと思います。特に、我が町では昨年の9.11のときに役場が水害に遭い、役場の外に1歩も出られなかったと聞いております。ぜひドローンを使って、調査をして災害時にも迅速な手が打てるようにすべきと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。1日も早くドローンが活躍することを期待し、次の質問に入らせていただきます。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼さん、3要旨目でしょう。

3 番 (犬飼克子君)

はい。3要旨目に入らせていただきます。

ドクターへリのランデブーポイントについてでございます。大和町におけるランデブーポイントは、総合運動公園の多目的広場を初め、8カ所のランデブーポイントが指定される予定だと先ほどお聞きいたしました。県が進めております救急医療対策の一環であることから、救急体制の強化のためには欠かせないものと考えているというご答弁でございましたが、他県では全てのランデブーポイントに看板を設置しているそうです。住民にランデブーポイントの場所を周知するとともに、ドクターへリの活動について、理解を得るための看板の設置の検討はどのようになっていますか、お聞きいたします。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ランデブーポイント8カ所の予定ということですが、まだ予定でございまして、決定ではございません。その後ランデブーポイントについての整備といいますか、そういったものについては決定がなされれば県のほうでどういったものをやれとか、看板をつくるとか、つけるとすればどういった看板だとかというものもまた出てくるのではないかと思っておりますが、現段階ではまだ決定がなされているわけではなく、指導も現段階では来ていない状況にございますので、指定を受けた後に整備につきましては、県のほうからの協議なりそういったものがあるのではないかと思っております。現段階ではまだないものですから、準備はまだしておりません。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

ランデブーポイントの設置はまだ指定を受けた後によろしくお願いしたいと思います。

ランデブーポイントの安全理解については、原則消防職員が担当することになって おりますが、消防職員が対応できない場合に、かわりに自治体職員や民間人が安全確 保に協力している例もあります。ランデブーポイントの安全確保への協力体制につい ては、どのようにお考えでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

安全確保ということですので、安全は大事なことだと思っております。消防のほうでそういったものをまずやるというお話でございましたので、消防でやってもらうということになります。それから、消防ができない場合ということですが、どういったケースが考えられるか、民間人にただ単にお願いするというわけにもまいりませんので、その辺は県の指導を受けた中で、しっかり対応していかなければいけないというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

救急医療の分野において、治療開始までの時間の短縮で傷病者の救命効果が期待されるドクターヘリ運航に期待をいたします。

2件目に移らせていただきます。

2件目の子育て支援のさらなる充実で全国で一番子育てしやすい町を目指して

平成25年4月大和すぎのこ保育園が定員120名で開所し、平成27年4月杜の丘保育園が定員120名で開所しました。人口の増加が全国第3位という伸び率で、待機児童もふえ続けています。全国で3番の人口増は、若いお父さん、お母さんが移り住んでいる証拠でもあります。そこで、全国で一番子育てのしやすい町を目指してはどうでしょうか。その上で、以下の3点についてお伺いいたします。

1点目に、ゼロ歳から3歳までの一番子育ての大変なとき、働くお母さんを支援するため、年々ふえている待機児童をどのように減らすか対策を伺います。

2点目に、幼児のころは体力がつくまで、さまざまな病気にかかりやすいので、一

度見つけた仕事もやめなければいけないようになってしまうという声がたくさん聞かれます。隣の富谷町では、上桜木桜保育室を小児科に委託して、仙台にも3カ所委託していると聞きます。我が町では、先ほどの質問にございましたが、黒川病院のような小児科のある病院でぜひ病児・病後児保育をしてはどうでしょうか。

3点目に、子供用チャイルドシートの貸し出しは、大変好評で、平成12年から始めたと聞いております。それから16年もたっているので、相当傷んでおります。そこで、子供の成長に伴い、不要になったチャイルドシートを譲り受けて、それを貸し出ししてはどうでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

初めに待機児童の問題についての対策でありますが、待機児童の問題は深刻で、全 国的な問題とされております。特に、待機児童数はゼロ歳から2歳児までが多くなっ てきております。

本町では待機児童解消に向けて、もみじケ丘保育所の増築や杜の丘保育園の新設、 事業所内保育園保育事業として、たいわっこ保育園の新設に取り組み、利用定員の拡 充を図ってまいりました。しかしながら、保育需要が年々増加しており、待機児童の 解消に至っていないところでございます。全国的にも保育園の設置場所の確保や、保 育士の確保等が困難なことから、待機児童解消への取り組みが進まない状況でもあり ます。

そうした中、企業が社員のために主体的に保育園をつくる動きが出てきておりまして、平成28年度より国ではそうした企業へ、企業主導型保育事業として新たな助成制度をスタートさせたところであります。この新事業を6月末に閉め切ったところ、約300件の申請があり、企業の関心が高い結果となったとの報道がなされておりました。このように企業としましても、子育て支援を行う動きが出てきている状況が見受けられるところであります。

本町といたしましても、国の制度の活用について、積極的に進めており、また町内 認可保育所に対して、利用定員の拡充についてお願いをしております。

次に、病児、病後児保育事業への取り組みについてであります。この病児、病後児 保育事業への取り組みを進める上で、医療機関の協力が必要であり、特に小児科の診 療科目がある医療機関の協力が望ましいと考えております。渡辺議員への回答と重複いたしますが、現在医療機関と協議を行っているところであり、事業実施スペースの確保等の課題の整理を行いながら、事業実施へ向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、子供用チャイルドシートの貸し出しについてでありますが、本町においては 道路交通法の改正によりまして、チャイルドシートの着用が義務づけられた平成12年 度から乳幼児チャイルドシートの貸し出しを開始し、その後平成17年度から幼児用児 童用のチャイルドシートへ範囲を拡大し、現在も実施しております。

目的といたしましては、新たに義務化されたことから、チャイルドシートが必要になった保護者の負担軽減と着用の定着化を目的に開始したものでございます。チャイルドシートは乳幼児等を乗車させる場合は、必要不可欠でありますが、町としましては使用目的から考えますと、安全に最大限配慮しまして、責任を持って貸し出しする必要があります。このことから、不要になったチャイルドシートを譲り受けて、それを貸し出しすることは、万が一の際にその機能が十分発揮されるかどうかの確証がなく、危険を招くおそれもあり得ることから、現在考えておらないところでございます。以上です。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

全国的に人口が減少する中で、大和町は人口の増加が全国第3位という伸び率で、 待機児童もふえ続けております。第3子以降の出産祝い金10万円いただけるというこ とで、とても喜ばしいことであると思います。また、18歳まで医療費の無料化も実現 しました。第3子以降小学校、中学校入学時にお祝い金5万円もいただけて、子育て の後押しでとても喜ばしいことであると思います。全国で3番の人口増は、若いお父 さん、お母さんが移り住んでいる証拠でもありますし、そこで全国で一番子育てのし やすい町を目指し、支援を望むところでございます。

先ほど平成25年に大和町すぎのこ保育園が開所した年には、待機児童は19人おりました。平成26年には35人、27年に杜の丘保育園が開所をしても37人の待機児童でありました。平成28年には45人とふえ続けています。東京都庁では、平成28年の10月1日から東京都議会議事堂1階に都庁保育園として、事業を開始することになりました。

待機児童解消を進めるためのモデル事業として、待機児童の多いゼロ歳児から2歳児を対象に開設をしたそうです。東京の八王子にある大学でも、キャンパス内に保育所を設け、ゼロ歳から2歳児10人を開設し、市民枠3人で開設したそうです。

大和町でも庁舎の敷地内に、保育所を設けるとかということも考えられますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今お話のとおり、待機児童ふえております。新しい民設の保育所とかもやってはおるのですが、なかなか解消ができないという状況にございます。そういった中で、先ほども申しましたけれども、今定員の拡充とかをお願いしている保育所もございますし、あるいは企業の、先ほど県庁とかそういったのは企業のお話だというふうに思いますけれども、企業さんに対するお願いとかそういったことも今進めております。今役場内でのというお話でございますが、現在そこまでは考えていないところでございます。

それと、ゼロ歳から2歳までというのが対象になるのですが、そうした場合、3歳以降の受け入れといいますか、そちらの課題もまた出てくるわけですね。そうした場合に、そちらの受け入れ体制もやっておかないと、私は本末転倒だと思うんです。今だけ、まずそれはそれでよろしいんですが、大事なことだと思うんですが、3歳以降どういった受け入れをするのか、そちらまで両方考えていかないと、3歳のときにまた同じ課題が出てくると状況もないとは言い切れないと思っております。そういったいろいろな課題がある中ではございますけれども、おっしゃるとおり、これはふえている事実があるわけでございますので、対応はいろいろ考えていかなければいけないと思っています。ただ、今役場の中でというお話がちょっとありましたけれども、そこについてはまだ具体の考えはないところです。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

東京都杉並区では、おうち保育園を住宅街の中に個人宅の1階部分を改装して、つくられたそうです。楽しくにぎやかな小規模保育園は、ことし4月にオープンしました。子供を保育所に預けられず、職場復帰できないお母さんが大勢います。おうち保育園のモデル事業は、2010年に定員9人で第1号をオープンし、今では東京で13カ所、宮城県仙台市にも2カ所立ち上げて、短期間で15カ所まで広がったそうです。おうち保育園は、空き家、空き店舗を借りてでもできると思うので、空き家対策にもなるのではと考えますが、町長の所見を伺います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

建物の利用という部分で、そういった対策にもなると思います。そういったものを やってくれる方がいるかということもありますし、それから先ほども言いました小規 模といった場合に、2歳以降の課題というのが当然出てくるものですから、その辺の 課題についても、我々とすれば当然考えていかなければいけないということもありま す。そのおうち保育園というものについて、東京でやっているということでございま すが、町にも空き家、空き店舗がありますけれども、やる方、あるいは先ほども言い ましたその後の対応も当然考えていかなければいけないというふうに思います。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

待機児童は、ゼロ歳から2歳児までが一番多いと資料をいただきました。3歳以降は幼稚園に入るので、かなり待機児童は3歳以降は減っていると思います。

2要旨に移らせていただきます。

先ほど、平成31年を目標に病児・病後児保育の計画があるとお話しされましたが、 渡辺議員に続いて、病児・病後児保育について質問をいたします。

子育てをしながら、働くお母さんが一番困っていることは、幼い子供が急病になり、 仕事を休まざるを得ないということであります。幼児のころは体力がつくまでさまざ まな病気にかかりやすいので、一度見つけた仕事もやめなければいけないというよう になってしまうという声がたくさん聞かれます。

そこで、大和町でも病児・病後児保育をぜひ実現させていただきたいと思います。 隣の富谷町では、上桜木桜保育室を小児科に委託して、仙台にも3カ所委託している と聞きます。我が町では、黒川病院にもすばらしい小児科の先生がいらっしゃいまし た、イワキ先生というすばらしい小児科の先生がいらっしゃったので、この小児科の ある病院でぜひ病児・病後児保育をしていただきたいと思います。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼議員、これ最初要旨説明していますよね。今。

3 番 (犬飼克子君)

していませんでしたか。

議 長 (馬場久雄君)

いや、2件目で。していましたよね。

3 番 (犬飼克子君)

言いましたよね。

議 長 (馬場久雄君)

答弁をお求めになれば。

3 番 (犬飼克子君)

再質問。

議 長 (馬場久雄君)

再質問をしていただければいいんです。今の要旨は町長に伝わっていますので。

3 番 (犬飼克子君)

病児・病後児保育。

議 長 (馬場久雄君)

どうぞ。

3 番 (犬飼克子君)

続けていいですか。

議 長 (馬場久雄君)

趣旨は、要旨はもう伝わっておりますので、これに基づいてもう一度質問をしてい ただければいいんです。

3 番 (犬飼克子君)

それで、黒川病院のようなイワキ先生がすばらしいお医者さんがいるので、黒川病 院のようなところで、病児・病後児保育をしていただきたいと思います。

先日、大崎市田尻の子育て支援総合施設スマイル園の病後児保育の施設と富谷町上桜木さくら保育室に行ってまいりました。大崎市のスマイル園は病気回復期にあり、集団保育の困難なお子さんを、病後児室でお預かりする事業を実施しています。富谷町上桜木さくら保育室は、開設して丸3年がたちますが、年間平均約160人利用し、去年は176人が利用したそうです。さくら保育室小児科のすぐ隣の部屋で、病児・病後児保育をしており、1歳児の利用が多く、集団生活に入った5月の利用が一番多いそうです。登録をしているのは、327人いるそうで、利用料は個人負担で1日2,000円、町からの補助は5,200円だそうです。富谷町はさくら保育室だけでなく、仙台の五十嵐小児科、寺沢小児科、あとまたもう1カ所委託をしているそうです。

大和町には若い夫婦が多く移り住んでいます。実家が遠いため、祖父母に見てもらうことができず、仕事を休むことが困難で、休んだら仕事を解雇されてしまうということも聞いています。永住してもらうためには、仕事をしながら子育てのできる環境づくりを最優先にしていかなければ、子育てのしやすい町に引っ越してしまうのではないでしょうか。所見を伺います。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

病院での保育につきましては、さきほど渡辺議員さんについてもお話をさせていた

だきました。これまで黒川病院とそういった内容で病後児保育について、打ち合わせをしてきているところです。黒川病院、ご承知のとおり、黒川郡内の病院でございますので、大和町だけということではなくて、郡内の各町村の計画を持っておられますので、そういった中で黒川病院に話をかけております。

ただ、さっきも言いましたけれども、残念ながら建物の中で子供さんを預かるスペース的なものについて現状難しいということがありまして、建物についてほかの方法でということで、検討もやっているところでございますので、今後なお病院とも詰めてまいりたいというふうに思っております。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

ここに山形の寒河江のフリーペーパーを支援センターで、ある人からいただいてきたというのを、いただいたんですけれども、宮城にお住まいの皆様へ、寒河江は子育てに本気ですということで、山形の人が宮城の人に向けての、山形に移り住んでくださいというチラシなんですね。それで、昨年度は70世帯の新生活を支援したそうです。この中に宮城から行った人がいるかどうかというのは、わからないんですけれども、住まいを建てる、買う、子育て世代に転入者の定住支援タイプに新築をした場合、200万円補助をするそうです。中古住宅を購入した場合は、150万円、転入者定住支援タイプ、転入した人が新築した場合に150万円支援するそうです。中古住宅を購入した場合に100万円とか、Uターンで寒河江市内のアパートを借りた人とか、すばらしい寒河江の取り組みがございます。ぜひ大和町でもせっかく移り住んだ人がほかに行かないように、よろしくお願いしたいと思います。

あるお母さんが、双子を抱えながら仕事をしていたそうです。子供が熱を出して、 ぐあいが悪くなると、会社を急に早退したり、仕事を休まなければいけない、そうこ うするうちに、そのお母さんは、会社を首になったそうです。会社が子育てを応援す るどころか、働きながら子供を必死で育てる母親を冷酷にも切り捨てました。病児保 育の途中に虐待やネグレクト、育児放棄の兆候を察知することもあります。病児保育 事業は、子供の虐待防止に網の目をかけるセーフティーネットにもなっています。優 先順位の高い病児保育事業を1日も早く実現すべきと思いますが、いかがでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

繰り返しになりますけれども、今黒川病院とそういう状況で話をしておりますし、 今そのスペースの問題で、課題整理をやっているところでございますので、よろしく お願いします。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

ご期待を申し上げ、次の質問に移らせていただきます。

不要になったチャイルドシートを譲り受け、それを貸し出しするということは、万が一の際にその機能が十分発揮されるかどうかの確証がなく、危険を招くおそれもあり得ることから、リサイクルは考えておりませんというご答弁でございましたが、大和町の子供用のチャイルドシートの貸し出しは、大変好評で、平成12年から始めたということですが、16年もたっているので、相当傷んでおります。見せていただきましたけれども、これがゼロ歳児から1歳児の乳幼児用のチャイルドシートで、急ブレーキかけたら、吹っ飛んでいってしまうようなそういうチャイルドシートでございました。乳幼児用がゼロ歳から1歳用が40台あるそうです。1歳から4歳までが10台、4歳から6歳までが10台あるそうですが、乳幼児用の40台は、20台壊れていて使えないそうです。担当の課の方から、数年前に買いかえを提案しても、実現しなかったと聞いております。先ほどの提案というお話もございましたが、職員の方は一生懸命提案されたとお聞きしました。

平成27年の合計特殊出生率ランキング1位は、沖縄で1.95人だそうです。全国平均が1.46人、宮城は47都道府県中、44位でワースト4位で、出生率は1.32人でした。出生率の低下は、結婚、出産の年齢が上がっていることも関係していると思われます。平均の初婚年齢は2014年には、男性が31.1歳、女性が29.4歳、女性が第1子を生む平均年齢は1999年には27.5歳でしたが、2014年には30.6歳と上がりました。第1子の出産年齢が上がると、第2子以降の出産も減る傾向にあります。14年の第2子の出生率は5年ぶりに低下しました。晩婚化や晩産化が一段と進んだことが出生率を押し下げ

た可能性が高いと思われます。

人口減少が続くと、労働力が目減りし、持続的な経済成長が難しくなります。医療や年金などを支える現役世代の負担が増し、結婚や出産をためらう負の循環に陥るおそれがあります。チャイルドシートの貸し出し状況を見ると、2人目以降や双子の子供さんの利用が多いということだそうです。これは、少子化に歯どめをかける2人以上子供を生んで育ててもらうためにも、無料貸し出しはぜひ続けていただきたいと思いますが、余りにも傷んでいるチャイルドシートを買いかえる予定はございませんでしょうか。

議 長 (馬場久雄君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

チャイルドシートにつきましては、冒頭申し上げましたとおり、当初安全のお手伝いといいますか、そういった中で始まりましたし、定着をするという目的で始まりました。そして、大変利用をいただいたということでございます。その中で、一旦貸せば何年という形の需要になりますので、古くなってくるということもあり、ただ町としましては安全というものをしっかり確認した中で、再度貸し出しをしてきた経緯がございます。

したがって、今ちょっとお話ありました吹っ飛んでいくようなとか、そういうことではなくて、これは町として責任を持ってやっておりますので、そこは誤解のないようにお願いしたいと思っております。

それから、これからの考え方ということで、先ほど不要になったものを譲り受けてというお話があったんですが、大変ありがたい話だと思うのですが、さっき言いましたとおり、安全という部分で、それまでの管理の仕方とかいろいろ粗末に使っているわけではないと思いますけれども、そういったことがありましたので、譲り受けてというものについての考え方は、町としてなかなかできないなと思いがございます。

それから、買いかえとかそういうお話もございますけれども、今台数に制限がございまして、一部の方々だけにのお手伝いになってしまっている事業でもあります。それで、今第2子が生まれたとかという形のやり方を、お手伝いの仕方を少し見直しも考えておるところでございますので、これからどういったものが一番多くの方々に平等に渡すような形になれるのか考えて対応を考えていかなければいけないのではない

かと思っております。

議 長 (馬場久雄君)

犬飼克子さん。

3 番 (犬飼克子君)

ほかの自治体を調べたところ、東京都の中央区や豊島区では、チャイルドシートを含むベビー用品のリサイクルを支援しております。台東区では、第3子以降の子供にお祝い品としてチャイルドシートもあるそうです。大和町の無料貸し出しは好評で、2人以降生み育てたい親を支援するためにも、リサイクルは考えていないとの答弁でございましたので、ぜひ買いかえを考えていただきたいと思います。

宮城が出生率ワースト4位でも、大和町が子供を生み育てやすい町として全国に発信していけるようご期待申し上げ、質問を終わります。

議 長 (馬場久雄君)

以上で犬飼克子さんの一般質問を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開はあすの午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後5時50分 延 会